

令和 8 年度

三重県鳥獣保護区等位置図 (別冊)

三重県に狩猟者登録をされた皆様へ

狩猟者登録証、記章（バッジ）のほか、次のものが配布されます。（三重県交付分）

- 令和 8 年度三重県鳥獣保護区等位置図 … 両面多色刷の大判地図
- 令和 8 年度三重県鳥獣保護区等位置図（別冊） … 【本冊子】
- 狩猟参考図 … 片面 2 色刷の地図
- 令和 8 年度出猟報告書（三重県） … A 3 判【1 枚配布】

☆ 忘れずに！ ☆

・ 令和 9 年 4 月 14 日までに、「狩猟者登録証」を返納するとともに、「出猟報告書」を忘れずに提出してください。

・ 「出猟報告書」は、出猟の有無にかかわらず、全員提出してください。

※ 狩猟者登録証の返納、鳥獣捕獲報告（出猟報告）は、狩猟者登録をされたみなさんの法律に基づく義務です。

三 重 県

目 次

1 出猟報告書について	3
2 お知らせとお願い	4
3 鳥獣保護区等の区域	6
(1) 鳥獣保護区	6
(2) 特別保護地区	21
(3) 特定猟具使用禁止区域（銃）	23
(4) 指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）	43
(5) 令和8年度の変更点	45

◎ 三重県の鳥獣行政機関等（令和8年11月1日現在）

担 当 区 域	担当機関名／所在地・電話番号
	三重県 農林水産部 獣害対策課 〒514-8570 津市広明町13 TEL (059) 224-2020
四日市市・桑名市・鈴鹿市 亀山市・いなべ市・桑名郡 員弁郡・三重郡	三重県 四日市農林事務所 森林・林業室 〒510-8511 四日市市新正四丁目 21-5 TEL (059) 352-0655
津市	三重県 津農林水産事務所 森林・林業室 〒514-8567 津市桜橋三丁目446-34 TEL (059) 223-5091
松阪市・多気郡	三重県 松阪農林事務所 森林・林業室 〒515-0011 松阪市高町138 TEL (0598) 50-0568
伊勢市・鳥羽市 志摩市・度会郡	三重県 伊勢農林水産事務所 森林・林業室 〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 TEL (0596) 27-5265
伊賀市・名張市	三重県 伊賀農林事務所 森林・林業室 〒518-8533 伊賀市四十九町2802 TEL (0595) 24-8142
尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲農林水産事務所 森林・林業室 〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 TEL (0597) 23-3504
熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野農林事務所 森林・林業室 〒519-4393 熊野市井戸町371 TEL (0597) 89-6134

1 出猟報告書について

三重県では、出猟報告書への出猟データの記入をお願いしています。（狩猟者登録証の報告欄には記入する必要はありません。）

（１）はじめに

近年、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による農林水産物の被害が拡大し、一部の地域では、植生の衰退や生態系のかく乱等が生じ深刻な問題となっています。人と野生鳥獣との共存、生物の多様性を考えていくためには、野生鳥獣の生息動向等について調査をする必要があり、様々な科学的な情報が必要です。

このため、三重県では、専門家による調査を実施していますが、特に生息分布、生息数を調べるためには、狩猟者の皆さんの鳥獣の捕獲、目撃情報が必要です。

皆さんから得られた情報を基にして、ニホンジカ等の狩猟鳥獣の生息動向等を把握し、適切な保護管理をすすめるための資料として役立てていきます。この趣旨をご理解のうえ、皆さんのご協力をお願いします。

なお、狩猟者登録証の返納、鳥獣捕獲報告については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく義務となっています。

また、提出された出猟報告書は、個人情報保護のため、無断でそのまま公開されることはありません。

（２）記入上の注意事項

記入例は、出猟報告書にありますので参照してください。

記入方法等にご不明な点がございましたら、最寄りの三重県の鳥獣行政機関（表紙の裏面に表示。）までお問い合わせください。

- ・ 出猟報告書は、1種類の登録につき1枚配布します。記入欄が不足する場合は、おそれいりますが、複写等のうえ記入してください。
- ・ 2種類以上登録されている場合でも、まとめて出猟報告を記入することができます。狩猟者登録番号欄には、該当するすべての免許の種類について記入をお願いします。
- ・ 一度も出猟されなかった場合でも、氏名、お住まいの市区町村、狩猟者登録番号（3項目）は必ず記入し、提出してください。
- ・ 出猟報告書は、カレンダー方式で記入します。銃猟、網猟出猟報告記入欄とわな猟出猟報告記入欄に分かれていますので、間違いのないよう記入してください。
- ・ 出猟されましたら、出猟月日、出猟した市町名、出猟した地域のメッシュ番号、鳥獣名、捕獲方法等を記入してください。捕獲がなかった場合でも、出合数（目撃数）があれば、必ず出合数を記入してください。（銃猟については、捕獲・出合数がなかった場合でも記入して下さい。）
- ・ 出猟した地域のメッシュ番号には、「鳥獣保護区等位置図」上の各格子ごとに印刷された3けたのコード（2けたの数字と1文字のアルファベット）を記入してください。間違いのないようよく確認し、記入してください。（例えば、三重県庁付近のメッシュ番号は「14L」です。）
- ・ 出猟した日が同じであっても、出猟したメッシュ番号が2つ以上である場合は、必ず行を分けて記入してください。
- ・ 2人以上で出猟された場合の捕獲数は、代表者が記入するなど捕獲数が重複しないよう分担し記入してください。
- ・ 出合数（目撃数）には、捕獲した数も加えてください。（この場合には、共猟者の重複があっても構いません。）
- ・ 備考欄には、標識のついた鳥獣を捕獲した場合はその標識番号を記入してください。

※標識の回収は、5 ページの「鳥類の標識（足環）の回収報告について」により行いますので、ご協力をお願いします。

※その他注意事項

- ・ 出猟した日、メッシュ番号が同じであっても、捕獲、出合いのあった鳥獣の種類が2種類以上である場合は、その種類ごとに行を分けて記入してください。
- ・ 鳥獣名は、〇〇類とは記入せず、具体的な名称を記入してください。（カモ類の場合は、マガモ、カルガモ等の名称で、カラス類の場合は、ハシブトガラス、ハシボソガラス等の名称で記入してください。）

【 記入は正確に 】

出猟報告書は正確に記入してください。出猟月日、出猟した地域のメッシュ番号、鳥獣名、捕獲方法、捕獲数の項目は、特に注意し記入してください。

誤った報告をされますと、今後の鳥獣保護行政の推進に支障が生じるだけでなく、法律違反（違法捕獲、虚偽報告等）の疑いを招く場合もありますので、十分ご注意ください。

- ・ 昨年度までの報告では、次の事例が多数見受けられました。ご注意ください。
 - × メッシュ番号を間違えて記入したために、特定猟具使用禁止区域（銃）内で銃猟を行ったような報告事例
 - × 捕獲数を1日ごとに報告せず、まとめて記入したために、1日の捕獲制限数を超えてしまったような報告事例（ヤマドリを1日4羽捕獲した等。）
 - × 実際に捕獲した場所ではなく、自宅等の住所地を捕獲した場所としたような報告事例。
（ニホンジカ、イノシシの捕獲場所を住宅密集地や海岸沿い等にした等。）

2 お知らせとお願い

（1）「宗教法人法第3条第2号以下」に規定する土地について

伊勢神宮の宮域林及び萱地などの「宗教法人法第3条第2号以下」に規定する土地も「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第11条第1項」の社寺境内にあたり狩猟できません。ご注意ください。

※宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条各号の規定

- ① 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人法の規定に基づく目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）
- ② ①に該当する建物又は工作物が存在する一画の土地（立木竹、その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下同じ。）
- ③ 参道として用いられる土地
- ④ 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）
- ⑤ 庭園、山林、その他尊厳または風致を保持するために用いられる土地
- ⑥ 歴史、古記等によって密接な縁故がある土地
- ⑦ ①から⑥に該当する建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

（2）ニホンジカの捕獲等について

法令改正により、ニホンジカのメスについても捕獲することができます。

なお、鳥獣保護管理法施行規則の改正により、1日に捕獲することができる頭数は銃猟及びわな猟で、制限なしとなっています。

(3) 鉛製散弾の使用規制について

三重県内には、9か所の指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）を指定しています。これらの指定地域内では鉛製以外の散弾を使用してください。

また、指定地域以外におきましても、散弾をはじめ、スラッグ弾及びライフル弾には、鉛を使用しないものや鉛破片の生じにくいものがありますので、非鉛製弾への積極的な切り替えをお願いします。

(4) 鳥類の標識（足環）の回収報告について

渡り鳥の生態を調査するために、世界各国で鳥に足環を装着して放鳥しています。このような標識（足環）のついた鳥類の捕獲等をしたときは、お手数ではありますが、捕獲等の日時、場所（メッシュ番号）、鳥の種類、捕獲等した時の状況を記し、標識（足環）とともに下記までお届け又はご送付をお願いします。

・最寄りの三重県の鳥獣行政機関（所在地は、表紙の裏面に表示。）

(5) カモ類の狩猟の自粛について

今年度も令和9年1月10日（日）を中心とした前後一週間に、ガンカモ類の生息調査が実施されます。この調査はガンカモ類等の生息状況を把握し、狩猟の適正化のための指標とするうえで重要な調査として全国で一斉に実施されますので、この趣旨をご理解のうえ、ガンカモ類等の狩猟の自粛をお願いします。

また、ヨシガモ、ハシビロガモ及びクロガモについては、これまでの「ガンカモ類の生息調査」の結果より、生息数が少ない状況にあることから、狩猟期間中は、これら3種の狩猟の自粛をお願いします。

(6) 国有林に入林するときは

国有林（国有林野、官行造林地）に入林するときは、森林管理署に入林手続きを行ってください。

・手続先……………三重森林管理署（〒519-0116 亀山市本町1丁目7-13 TEL 0595-82-0069）

(7) 自然歩道（東海、近畿）、熊野古道、オリエンテーリングコース付近の狩猟について

これらのコースでは、多数の人が通行している可能性がありますので、通行する歩道上では狩猟を行わないことはもちろん、付近で銃猟をするときは、矢先の確認等、十分に注意してください。

また、里山を守るNPO活動等が盛んになっていますので、狩猟を行うときは、事前に活動状況の確認を行うなど、安全な狩猟を心がけてください。

(8) 特定外来生物であるアライグマ、ヌートリア等については、生きた個体を運搬・販売・譲渡・保管・飼育する場合、環境省の許可が必要です。詳しくは下記へお問い合わせください。

環境省自然環境局野生生物課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-3581-3351（代表）
FAX 03-3581-7090
<https://www.env.go.jp/nature/intro/>

3 鳥獣保護区等の区域

(1) 鳥獣保護区 Wildlife protection area

番号 指定区分	名称(面積) 〔指定目的〕	区 域	存続期間
1 国指定	大台山系鳥獣保護区 16,188 ha 〔大規模生息地〕	三重県松阪市飯高町所在蓮川と江馬峡谷との合流点を起点とし、同所から同峡谷を南東に進みモジマイ谷と石谷との合流点に至り、同所からモジマイ谷を東進し飯南郡と多気郡の境界線（通称「一万山頂」）との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み焼山谷源流との交点に至り、同所から同谷を南進し大和谷との合流点に至り、同所から同谷を東進し国有林と民有林の境界線との交点（地池谷合流点）に至り、同所から同境界線を南東に進み大台林道隧道との交点（千尋峠）に至り、同所から同林道を南進し、北牟婁郡紀北町寺谷地内より、住古川を渡り同町相賀地内白倉林道に接続する山道との交点に至り、同所から同山道を南西に進み白倉林道との交点に至り、同所から同林道を南進し県道南浦海山線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み国道 425 号線との交点に至り、同所から同国道を西進し三重県と奈良県の境界線との交点（又口橋）に至り、同所から同境界線を北西に進み雷峠に至り、同所から奈良県吉野郡上北山村内の尾根を西進し東ノ川に至り、東ノ川を横断して対岸の尾根を西進し三角点（1,377.2m）に至り、同所から尾根を北進し上北山村と同郡川上村の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し奈良県と三重県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し松阪市飯高町所在千石平国有林 312 林班と 313 林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同国有林 312 林班と 314 林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同国有林 310 林班界との交点（千石谷）に至り、同所から同谷を南東に進みヌタハラ谷との交点に至り、同所から同谷を北西に進み千石谷林道との交点に至り、同所から同林道を東進し県道蓮峡線との交点に至り、同所から同県道を東進し蓮川との交点に至り、同所から同川を東進し起点に至る線に囲まれた区域及び県道大台ヶ原公園川上線の両側各 100m 以内の区域のうち上北山村内の区域（逆峠から経ヶ峰に至る尾根以西の区域に限る。）	H24. 11. 1 R14. 10. 31
2 国指定	紀伊長島鳥獣保護区 6,131 ha 〔集団繁殖地〕	三重県北牟婁郡紀北町民有林 1020 イ林班から同エ林班まで及び同民有林 1020 イ林班から同エ林班に囲まれた区域、並びに三重県北牟婁郡紀北町三浦と同町白浦の境界線と海岸線（東京湾平均海面時の海岸線をいう。以下同じ。）との交点（玉津鼻）を起点とし、同所から海岸線を北進し江ノ浦大橋との交点に至り、同所から江ノ浦大橋を北進し江ノ浦大橋と江ノ浦湾口の北端との交点に至り、同所から海岸線を北進し赤羽川河口右岸の南端に至り、同所から同川右岸を北西に進み長島橋との交点に至り、同所から長島橋を同川左岸側に渡り同川左岸に交点に至り、同所から同川左岸を南東に進み同川河口左岸の南端に至り、同所から海岸線を東進し荻原川河口の右岸側南端に至り、同所から同川の右岸を北進し片上池の南端に至り、同所から片上池の湖岸堤防を北進し片上川右岸に至り、同所から同川右岸を北進し紀北町道片上駅前線との交点に至り、同所から同線を南進し片上池の湖岸堤防との交点に至り、同所から同池の湖岸堤防を西進し荻原川左岸に至り、同所から同川の左岸を南進し同川河口の左岸側南端に至り、同所から海岸線を東進し三重県北牟婁郡紀北町と同県度会郡大紀町の境界線との交点に至り、同所から同所と平瀬島の中心点、耳穴島の東端、佐婆留島の中心点、黒島の中心点及び玉津鼻を順次直線で結んだ線（以下「海上線」という。）を進み起点（玉津鼻）に至る線により囲まれた区域並びに海上線の外側 1 キロメートルの海域一円	H21. 11. 1 R11. 10. 31
3 県指定	志摩市浜島町大崎島 鳥獣保護区 675 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	志摩市浜島町及び同市阿児町地内の県道浜島阿児線を境として、通称大崎半島一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
4 県指定	志摩市阿児町賢島島 鳥獣保護区 340 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	志摩市阿児町地内の国道 167 号線を境として、同町字寺川原、字タチメ、字ヤキノサキを含む半島一円及び同町賢島、横山島、多徳島、滑島の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
5 県指定	四日市市伊坂山村ダム 鳥獣保護区 778 ha 〔集団渡来地〕	四日市市萱生町地内、市道日永八郷線にかかる新小角橋北詰を起点とし、同道路を北に進み、伊坂ダム貯水湖の西端にて伊坂ダムサイクリングコースとの交点に至り、同所から同道を北東に進み、北西に進み、南東に進み、市道日永八郷線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道志知 34 号線との交点に至り、同市道を北東に進み、桑名市志知地内にて（同市立久米小学校前）市道桑部志知線との交点に至り、同所から同県道を東に進み同市篠原地内にて山村ダム導水管路敷に通じる住宅道路（市道能部桑部 3 号線）との交点に至り、同所から同住宅道路を南に進み同ダム導水管路敷に接続しこれを更に南に進み同ダム貯水池東側にて送水管路	R4. 11. 1 R14. 10. 31

		敷に接続しこれを更に南に進み四日市市広永町地内にて穂積神社境内東角に至り、同所から同境内裏を通る市道を南東に進み、国道一号線（北勢バイパス）との交点に至り、同国道を東に進み、関西本線朝明川鉄橋北詰に至り、同所から同川左岸を上流に進み起点に至る一円の区域	
6 県指定	熊野市有馬久生屋金山鳥獣保護区 301 ha 〔森林鳥獣生息地〕	熊野市有馬町地内、県道鶴殿熊野線（オレンジロード）と市道大島山崎線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み熊野市と御浜町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み市道久生屋金山線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道御浜北山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道有馬金山線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大島山崎線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
7 県指定	伊賀市上津鳥獣保護区 3 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	比々岐神社・宝珠院への西参道と主要地方道伊賀青山線の交点を起点とし、起点から同県道と比々岐神社の社寺有地との境界を北東に約 200m 進み、同県道と学校法人神村学園高等部伊賀分校駐車場への進入道路との交点に至り、同交点から同進入道路と比々岐神社の社寺有地との境界を東に進み、学校法人神村学園高等部伊賀分校と比々岐神社の社寺有地との境界に至り、同境界を南西に進み、その後比々岐神社駐車場の外周を進み、比々岐神社・宝珠院への西参道との交点に至り、同交点から比々岐神社の社寺有地の境界を北西に進み、起点に至る区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
8 県指定	名張市滝之原鳥獣保護区 6 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	名張市滝之原地内、宮前橋東詰を起点として、市道滝之原学校前線を北西に進み、県道滝之原美旗停車場線との交点に至る。同所から同県道を北に進み、無動川との交点に至る。同所から同川の左岸を上流へ進み、「すずらん台団地大沢調整池」堰堤を経て同調整池右岸を上流に進み、無動川との交点に至る。同所から同川の左岸を上流に向かって進み、市道滝之原宮前線との交点に至る。同所から同市道を南西に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
9 県指定	御浜町神志山鳥獣保護区 14 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	南牟婁郡御浜町大字神木地内、町道中山線と国道 311 号線との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み御浜町と熊野市の境界線との交点に至り、同所から同境界線（稜線）を南東に進み志原川（大川）との交点に至り、同所から同川を南（下流）に進み町道中山線との交点（中山橋）に至り、同所から同町道を北西に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
10 県指定	鈴鹿川河口鳥獣保護区 933 ha 〔集団渡来地〕	四日市市大字塩浜字境目地内、国道 23 号線と鈴鹿川堤防との交点（塩浜大橋北詰）を起点とし、同所より鈴鹿川堤防を東に進み吉崎海岸南東詰より市道磯津 1 号線南東詰を見通す線と鈴鹿川堤防との交点に至り、同所より吉崎海岸南東詰を見通す線にそって進み吉崎海岸南東に至り、同所より海岸線に沿って南西に進み農林水産省所管海岸堤防との交点に至り、同所より同海岸堤防を南東に進み鈴鹿川派川左岸先端部に至り、同所より三鈴川右岸先端部を見通す線に沿って南に進み同川右岸先端部に至り、同所より海岸線に沿って南西に進み同海岸線と鈴鹿市との交点に至り、同所より同じ境界線（三鈴川右岸堤防及び水路）を西に進み同境界線と国道 23 号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
11 県指定	松阪市中部台鳥獣保護区 594 ha 〔森林鳥獣生息地〕	松阪市田村町地内、国道 166 号線と県道松阪嬉野線の交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み県道小片野駅部田線との交点に至り、同所より県道小片野駅部田線を南西に進み同県道の終点（56 年度開設工事終点）に至り、同所から 275 kV 送電線（設備名称：伊勢南勢線）46 号鉄塔へ至る管理歩道を南西に進み同鉄塔に至り、同所から同送電線を南西に進み谷地形に至り、同所から同地形を北西に進み桂瀬川源流に至り、同所から同河川を北西に進み農道桂瀬 5 号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み市道寺井 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み国道 166 号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る一円の区域のうち、松阪市立野町地内、国道 166 号線と市道中部台運動公園線の交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み市道立野小黒田線との交点に至り、同所より同市道を南西に進み市道下出線との交点に至り、同所より同市道を南西に進み市道立野通り高田線との交点に至り、同所より同市道南西に進み市道立野線との交点に至り、市道立野通り高田線を南東に進み中部台運動公園との境界に至り、同所より中部台運動公園との境界を南に進み市道山室黒角線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み立野町と山室町との境界に至り、同所より両町の境界を南西に進み立野町と木の郷町との境界に至り、同所より両町の境界を南西に進み立野町と桂瀬町との境界に至り、同所より両町の境界を北西に進み立野町と丹生寺町との境界に至り、同所より両町の境界を北東に進み国道 166 号線との交点に至り、同所より同国道を北東に進み起点に至る一円を除く区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
12 県指定	伊勢市高倉山鳥獣保護区 431 ha 〔森林鳥獣生息地〕	伊勢市本町地内の県道伊勢南島線と県道伊勢磯部線との交点を起点として、同所より県道伊勢磯部線を南東に進み同県道と市道岡本旭線との交点に至り、同所より市道岡本旭線を南西に進み同市道と市道宮本 1 号線との交点に至り、同所より市道宮本 1 号線を南西に進み同市道と市道宮本 8 号線との交点に至り、同所より市道宮本 8 号線を北に進み同市道と市道宮本 2 号線との交点に至り、同所より市	R4. 11. 1 R24. 10. 31

		道宮本 2 号線を北西に進み同市道と県道伊勢南島線との交点に至り、同所より同県道を北に進み同市久留町地内を経て起点に至る一円の区域	
13 県指定	志摩市大王町登茂山 鳥獣保護区 178 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	志摩市大王町波切字西志坂地内、志摩市大王清掃センターへ通じる市道志坂北線と県道登茂山公園線との交点を起点として、同所から同県道を西に進み登茂山展望台幹線園路との交点に至り、同所から同園路を南西に進み大王町船越字八木山と同字水ヶ浦との字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字鯉浦と同字水ヶ浦の字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字鯉浦と同字大鼻の字境界との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み英虞湾の海岸線に至り、同所から同海岸線を北西に進み次郎六郎を経てさらに東に進み、大王町波切字西志坂の字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
14 県指定	熊野市海岸部鳥獣保 護区 3,650 ha 〔集団繁殖地〕	熊野市と南牟婁郡御浜町の境界線と七里御浜海岸の汀線の交点を起点として、同所から同境界線を北に進み県道鵜殿熊野線（オレンジロード）との交点に至り、同所から同県道を北東に進み国道 311 号線との交点に至り、同所から同国道を南東に進み国道 42 号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み鬼ヶ城トンネル東口にて同国道と市道西川町千儀線との交点に至り、同所から南東に進み鬼ヶ城北側の汀線に至り、同所から汀線を北東に進み熊野市甫母町字魚附場地内（通称網代）甫母漁港物揚場施設の南端に至り、同所から鞍部を東に進み汀線に至り、同所から汀線を北東に進み熊野市と尾鷲市の境界線との交点（通称神須ノ鼻）に至り、同所から海上を南東に 1 キロメートル進んだ点に至り、同所から汀線より海上 1 キロメートル線界を南西に進み起点より海上を南東に 1 キロメートル進んだ点に至り、同所から海上を北西に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
15 県指定	津市美杉町君ヶ野ダ ム鳥獣保護区 125 ha 〔森林鳥獣生息地〕	津市美杉町八手俣地内、県道松阪青山線と君ヶ野ダム堰堤道路の交点を起点として、同所より同県道を南東に進み同県道と市道八手俣川向井線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み同市道と君ヶ野ダム堰堤道路との交点に至り、同堰堤道路を北西に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
16 県指定	伊勢市二見鳥獣保護 区 447 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	伊勢市二見町江地内、国道 4 2 号線に架かる江の橋西詰（五十鈴川派川河口付近）を起点として、同所から五十鈴川派川左岸を南に進み同河川左岸と J R 参宮線との交点に至り、同所から同鉄道線を西に進み五十鈴川本川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を北に進み河口に至り、同所から今一色北浜海岸の海岸線を南東に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
17 県指定	志摩市磯部町の矢鳥 獣保護区 1,075 ha 〔森林鳥獣生息地〕	鳥羽市と志摩市の境界線と県道鳥羽阿児線との交点を起点として、同所から同境界線を北東に進み後に南東に進み公有水面上の志摩市磯部町と同市阿児町との境界に至り、同所から公有水面上の同境界線を南西に進み上陸して南西に進み後に北西に進み志摩市阿児町と同市磯部町三ヶ所と同市同町坂崎との境界に至り、同所から北西に進み県道鳥羽阿児線と市道三ヶ所坂崎線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み深井川との交点に至り、同所から同河川を北西に進み海岸線に至り、同海岸線を北に進み後に西に進み矢津大橋付近で県道鳥羽阿児線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道鳥羽磯部線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み生活環境保全林通称「いさりびの森」の外周に至り、同所から同森の周囲を進み私道と県道鳥羽阿児線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
18 県指定	鈴鹿国定公園鳥獣保 護区 7,247 ha 〔大規模生息地〕	三重県と滋賀県の境界線（以下「県境」という。）上にあるいなべ市北勢町地内青川支流の銚子谷源流点を起点として、同所から同支流を東に進み青川本流との交点に至り、同所から同河川左岸を南東に進みサビ谷との交点に至り、同所から同谷を南西に進みいなべ市北勢町と同市大安町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進みホタガ谷の東の分水尾根との交点に至り、同所から同谷を南に進み宇賀川との交点に至り、同所から同河川左岸を南東に進み石樽林道との交点（落合橋）に至り、同所から同林道を南西に進み、ヤケ山谷とガイルゴ谷の分水尾根との交点に至り、同所から同尾根を南西に進み、ガイルゴ谷源流点（編笠岳尾根）との交点に至り、同所から同所と三池谷東の尾根を直線で結ぶ線上を南に進み三池谷東の尾根との交点に至り、同所から旧林道八風線（現在菰野町道）を西に進み昭和 4 4 年度治山工事堰堤に至り、同所から同林道と対岸尾根とを直線で結ぶ線上を南に進み栃谷対岸尾根との交点に至り、同所から同尾根を東に進み大谷に至り、同所から同谷を南東に進み三重郡菰野町字吹上と字丁ヶ巾の境界線との交点に至り、同所から同尾根を南に進み大谷に至り、同所から同谷を南東に進み、ケヤゴウ本流と南谷との合流点に至り、同所から同谷を東に進み同町字エセビ谷と字鳥ヶ谷の分水尾根との交点に至り、同所から同尾根を南西に進みシゲガ谷と南谷の分水尾根との交点に至り、同所から同尾根を西に進み水無谷東の尾根との交点に至り、同所から同尾根を南に進み風越谷及び朝明川との交点に至り、同所から同谷を南に進み井戸谷（風越峠）との交点に至り、	R5. 11. 1 R15. 10. 31

		<p>同所から同谷を南に進み鳥井戸谷との合流点に至り、同所から鳥井戸谷を南西に進み鈴鹿スカイラインとの交点に至り、同所から同道路を西に進み北谷との交点（蒼滝）に至り、同所から同谷右岸を東に進み三滝川本流との交点に至り、同所から同河川右岸を南に進み湯森谷との交点に至り、同所から同谷を南西に進み四日市市と菰野町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み冠ヶ岳国有林東の同国有林と民有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同国有林と入道ヶ岳国有林の境界線との交点に至り、同所から入道ヶ岳国有林と民有林の境界線を東に進み更に同境界線を南に進み入道ヶ岳山頂に至る登山道との交点に至り、同所から登山道を南に進み入道ヶ岳頂上（標高 906.1m）に至り、同所から尾根を南に進みオンベ川（小岐須溪谷）との交点に至り、同所から同河川右岸を南に進み一の谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み野登山登山道との交点に至り、同所から同歩道を南に進み亀山市坂本地内で鳥獣被害緊急総合対策事業侵入防止柵開閉ゲートに至り、同所から山林と農地の地目界を北西に 120m 進みさらに西へ 350m 進み、井戸山川との交点に至り、同川沿いの侵入防止柵沿いに南に進み亀山市道坂本 4 号線との交点に至り、同所から同市道沿いの侵入防止柵沿いに南に進み亀山市道坂本 4 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、亀山市道池山坂本線との交点に至り、同所から同市道を西に進み亀山市道坂本 9 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み石谷川との交点に至り、同所から石谷川を南に進み県道亀山停車場石水溪線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み広域基幹林道鈴鹿南線との交点に至り、同所から同林道に沿って南西に進み同市白木町地内小野川上流との交点（唐谷大橋）に至り、同所から同河川左岸を南東に進み県道四日市関線との交点に至り、同所から同県道を南に進み亀山市道古裏停車場線との交点に至り、同所から同市道を南に進み国道 1 号線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み亀山市道転石観音山線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み亀山市道新所白木一色線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み東海自然歩道支線との交点に至り、同所から同歩道を北西に進み旧亀山市と旧関町（現亀山市）の境界線に至り、同所から同境界線を北西に進み広域基幹林道鈴鹿南線との交点に至り、同所から同林道に沿って南西に進み亀山市道大広河原ヶ谷線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み国道 1 号線との交点に至り、同所から同国道を西に進み林道神大滝線との交点に至り、同所から同林道を西に進み割谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み県境との交点に至り、同所から県境を北に進み起点に至る一円の地域</p>	
19 県指定	<p>津市安濃町中央鳥獣保護区</p> <p>460 ha</p> <p>〔身近な鳥獣生息地〕</p>	<p>津市安濃町大字野口地内、県道亀山白山線と市道野口栗加線の交点を起点として、同所から同市道を東に進み、大字栗加地内で市道栗加井上線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、大字川西地内で県道草生曾根線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み、大字草生地内で県道亀山白山線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>R5. 11. 1</p> <p>R15. 10. 31</p>
20 県指定	<p>雲出川河口鳥獣保護区</p> <p>364 ha</p> <p>〔集団渡来地〕</p>	<p>津市雲出伊倉津町字高峰新田地内、雲出古川左岸堤防道路と県道香良洲公園島貫線との交点（香良洲橋西詰）を起点として、同所から同堤防道路を北東に進み海岸護岸道路の接続点（河口部）に至り、同所から香良洲海岸北端部を見通す線を南東に進み同海岸北端部に至り、同所から同海岸線を南に進み同海岸南端部に至り、同所から雲出川（本川）左岸堤防道路を北西に進み県道香良洲公園島貫線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>H25. 11. 1</p> <p>R15. 10. 31</p>
21 県指定	<p>三重大学平倉演習林鳥獣保護区</p> <p>457 ha</p> <p>〔森林鳥獣生息地〕</p>	<p>三重県津市美杉町川上字平倉所在の三重大学平倉演習林の全域</p>	<p>R5. 11. 1</p> <p>R15. 10. 31</p>
22 県指定	<p>松阪市蓮鳥獣保護区</p> <p>537 ha</p> <p>〔森林鳥獣生息地〕</p>	<p>松阪市飯高町蓮地内、ヌタハラ谷と千石谷との交点を起点として、同所から千石谷を西に進み赤谷との合流点に至り、同所から同谷を西に進み三重森林管理署千石平国有林 312 林班と 314 林班の境界線との交点（五段の滝）に至り、同所から同境界線を南に進み同国有林 312 林班と 313 林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み三重県と奈良県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北へ進み同国有林と民有林の境界線との交点（穂高明神）に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>R5. 11. 1</p> <p>R15. 10. 31</p>
23 県指定	<p>南伊勢町鶴倉半島行田・定山鳥獣保護区</p> <p>1,865 ha</p> <p>〔集団繁殖地〕</p>	<p>度会郡南伊勢町村山地内、町道神前小方線と国道 260 号線との交点を起点として、同所から同国道を東に進み同町河内地内で町道河内里田線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道宮崎小納戸線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み同町道の終点に至り、同所から海岸線を南東に進みモサノ鼻を経て、さらに小納戸の海岸線を東に進み立崎に至る半島の鞍部に至り、同所から鞍部を東に進み奈屋浦の海岸線に至り、同所から同海岸線を北東に進み同町奈屋浦地内で町</p>	<p>R5. 11. 1</p> <p>R15. 10. 31</p>

		道カサラギ線との交点に至り、同所から同町道を東に進み後に南に進み町道奈屋港線との交点に至り、同所から同町道を北東に進みこがれ池の北岸を経てこがれ池と丸池を結ぶ私道との交点に至り、同所から同私道を東に進み贅浦の海岸線に至り、同所から同海岸線を南東に進み鶴倉半島の東端（通称、大島。）に至り、同所から見江島南東のチガラ岩を見通す線を南に進みチガラ岩に至り、同所から定ノ鼻の南端（通称、オハライ。）を見通す線を西に進み定ノ鼻の南端に至り、同所から方座浦の海岸線を北西に進み同町方座浦地内で方座川左岸河口と町道神前小方線との交点に至り、同所から同町道を北に進み起点に至る一円の区域	
24 県指定	伊賀市上野鳥獣保護区 882 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	伊賀市守田町地内国道 25 号線（名阪国道）と国道 368 号線との交差点（名阪国道上野インターチェンジ）を起点とし、同所より国道 368 号線を北に進み、同国道と国道 25 号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み、同国道と市道鍵屋ノ辻木興町線との交点に至り、同所より市道鍵屋ノ辻木興町線を北西に進み、同市道と市道西大手長田線との交点に至り、同所より市道西大手長田線を東に進み、同市道と市道中町新長田橋線との交点に至り、同所より市道中町新長田橋線を北に進み、同市道と国道 163 号線との交点に至り、同所より同国道を東に進み、同国道と国道 422 号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み、同国道と服部川左岸堤防との交点（伊賀上野橋南詰）に至り、同所より服部川左岸堤防を南東（上流）に進み、西明寺地内を経て、同左岸堤防と国道 25 号線（名阪国道）との交点（服部川大橋南詰）に至り、同所より国道 25 号線（名阪国道）を南に進み伊賀鉄道跨道橋を経て、同国道（名阪国道）と国道 422 号線との交点（上野東インターチェンジ）に至り、同所より国道 422 号線を南に進み、同国道と市道守田四十九町線との交点に至り、同所より市道守田四十九町線を南に進み、四十九町地内を経て西へ進み、同市道と国道 368 号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
25 県指定	伊賀市真泥池鳥獣保護区 67 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	市道真泥出後線と市道大山田友生線の交点を起点として、同所から市道大山田友生線を南に進み、同市道と市道真泥ダム線との交点を右折して、市道真泥ダム線を南西に進み、市道岩井谷線との交点に至る。同所から市道岩井谷線を西に進み、市道南山山神線との交点に至り、同所から市道南山山神線を北に進み市道中出岩井谷線との交点に至り、同所から尾根を北東に進み山頂（標高 278.8m）に至り、同所から谷を東に進み谷地田南側の畦畔に至り、同所から同畦畔を東に進み市道真泥ダム線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道大山田友生線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一円の区域並びに伊賀市真泥地内、大池、中之池、鍋ガ池、新池の各水面一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
26 県指定	紀北町島勝浦鳥獣保護区 920 ha 〔集団繁殖地〕	北牟婁郡紀北町島勝浦地内ハナレクラ東端を起点として、同所から海岸線を北西に進み、玉津鼻の先端部、木生島（黒岩）の中心点それぞれ南 1 km を結んだ線（国指定紀伊長島鳥獣保護区との境界線。以下「境界線」という。）との交点に至り、同所から境界線を東に進み、大島の三角点（標高 89.3m）とハナレクラの沖の二又島（岩）の中心点を結ぶ線（以下「海上線」という。）との交点に至り、同所から海上線を南西に進み、二又島の中心点に至り、同所から起点を見通す線を西に進み、起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
27 県指定	松阪市泉の森鳥獣保護区 3 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	松阪市深長町字泉地内、市道深長野村線と市道深長泉の森線との交点を起点として、同所から同市道を西に進み農道森の西線（通称）との交点に至り、同所から同農道を北に進み農道須畑線（通称）との交点に至り、同所から同農道を南東に進み市道深長野村線との交点に至り、同所から同市道を南西に進んだ後南東に向きを変えて進み市道深長 14 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み途中畦畔との交点に至り、同所から同畦畔を南に進み途中南西に向きを変えて進みさらに南に折れて進み市道深長 13 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道深長野村線との交点（泉の森入り口）に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一円の区域	R7. 11. 1 R17. 10. 31
28 県指定	いなべ市大安町中部鳥獣保護区 150 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	いなべ市大安町大井田地区、市道宇賀大井田線と日本電装余水放水路との交点を起点として、同所から同放水路を北に進み宇賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西に進みいなべ市大安町中央ヶ丘の排水路対岸に至り、同所から宇賀川左岸と排水路との交点に進み、同所から同排水路を北に進み市道石樽大井田線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み同市大安町石樽地内で県道四日市菰野大安線（通称ミルクロード）との交点（石樽東交差点）に至り、同所から同県道を北に進み両ヶ池に至り、同所から同池岸を半周し県道四日市菰野大安線との交点に至り、同所から同県道を北に進み両ヶ池沿岸の市道石樽東 3 区 68 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道石樽下 3 区 46 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道平塚 3 区 48 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道平塚 3 区 57 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道三里大井田線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大安四日市線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道石樽大井田線との交点に至り、同所	R7. 11. 1 R17. 10. 31

		から同市道を東に進み市道高柳南金井線との交点に至り、同所から同市道を南に進み宇賀橋南詰に至り、同所から宇賀川右岸を西に進み市道大安四日市線との交点（大安大橋南詰）に至り、同所から同市道を南に進み市道宇賀大井田線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る一円の区域	
29 県指定	尾鷲市栗ノ木谷 鳥獣保護区 283 ha 〔森林鳥獣生息地〕	尾鷲市大字南浦字栗ノ木谷地内、国道 425 号線と栗ノ木谷との交点（栗ノ木橋左岸詰）を起点とし、同所から栗ノ木谷を上流に進み、栗ノ木谷上流端を南に進み、砥石谷三角点（標高 868.1m）からのびる尾根筋に至り、同所から尾根筋を南東に進み、砥石谷三角点に至り、更に尾根を南に進み、琴谷上流端である鞍部に至り、同所から琴谷を西（下流）に進み、同谷と国道 425 号線との交点（琴谷端右岸詰）に至り、同所から国道 425 号線を北に進み、林道龍ノ谷線との交点に至り、同所から更に同国道を東に進み、起点に至る一円の区域	R7. 11. 1 R17. 10. 31
30 県指定	津市白山町南青山高 原鳥獣保護区 61 ha 〔森林鳥獣生息地〕	津市白山町伊勢見地内の県道老ヶ野古田青山線と市道伊勢見 20 号線との交点を起点として、南東に進み、市道伊勢見山田野線との交点に至り、同市道を南東に進み、字伊勢見、字松ノ尾、字八町と字ソッタテの境界線との交点に至り、同所から字八町と字ソッタテの境界線の谷を南に進み、字八町、字ソッタテと字タカソワの境界線との交点に至り、同所から字ソッタテと字タカソワの境界線の谷を南に進み、字ソッタテ、字タカソワと字水のみの境界線との交点である谷の合流に至り、同所から字ソッタテと字水のみの境界線の谷を北西に約 300m 進み、同所から尾根沿いに北に約 300m 進み、市道伊勢見 34 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、途中伊勢見 35 号線を進み市道大原伊勢見線の交点に至り、同所から同市道を北西に約 380m 進み、途中尾根を北西に進み、市道伊勢見 27 号線から市道伊勢見 12 号線を進み、県道老ヶ野古田青山線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み、起点に至る一円の区域	R8. 11. 1 R18. 10. 31
31 県指定	いなべ市員弁東部鳥 獣保護区 339 ha 〔森林鳥獣生息地〕	いなべ市員弁町東一色地内を流れる東谷川と国道421号線の交点に架かる橋の右岸を起点として、同国道を西に進み同町東一色字岡山地内で市道平古・岡線との交点（岡丁田交差点）に至り、同所から同市道を北に進み同町畑新田字溜岸地内で県道北勢多度線との交点（畑新田交差点）に至り、同所から同県道を北東に進み同町平古字六乃郭地内でいなべ市・桑名市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同町東一色地内で東谷川との接点に至り、同所から同川右岸を南に進み起点に至る一円の区域	R8. 11. 1 R18. 10. 31
32 県指定	伊勢市朝熊山鳥獣保 護区 50 ha 〔森林鳥獣生息地〕	伊勢市朝熊山レストハウスを起点として、同所から北西に進み、伊勢市朝熊町字谷道 261 番地 1 に至り、同所から北東に進み同町字猪見岩 190 番地に至り、同所から東に進み同町字坊主岩 45 番地に至り、同所から三重県観光開発株式会社所有地と民有地との境界線を南東に進み同町字六本杉 37 番地に至り、同所から伊勢市と鳥羽市との境界線を南南西に進み、朝熊山スカイラインに至り、同所から同道を西に進み、起点に至る一円の区域	R8. 11. 1 R18. 10. 31
33 県指定	多気町五桂鳥獣保護 区 52 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	多気郡多気町五桂地内、五桂池西側にて県道前村野中線と町道 3181 号線の交点（西）を起点として、同所から同県道を東に進み町道 3179 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道 3289 号線との交点に至り、同所から町道 3289 号線を南東へ進み町道 3260 号線との交点に至り、同所から町道 3260 号線を北東へ進み町道 3262 号線との交点に至り、同所から町道 3262 号線を東に進み町道 3261 号線との交点に至り、同所から町道 3261 号線を東に進み枳ヶ池北岸の管理道との交点に至り、同所から同管理道を東に進み枳ヶ池の堤との交点に至り、同所から同堤を南に進み県道松阪度会線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道前村野中線との交点に至り、同所から県道前村野中線を西に進みごかつら池ふるさと村まごの店前にて町道 3181 号線との交点（東）に至り、同所から同町道を五桂池南岸に沿って西に進み起点に至る一円の地域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
34 県指定	尾鷲市九鬼行野浦鳥 獣保護区 365 ha 〔森林鳥獣生息地〕	尾鷲市大字行野浦地内、林道頂山線と県道 778 号線の交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、林ノ浜へ連なる尾根に至り、同所から同尾根を北東に進み、林ノ浜の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線に沿って南東に進み、九木崎に至り、同所から通称オハイの海岸線を経て、通称コハイの海岸線と頂山からのびる尾根との交点に至り、同所から同尾根を北西に進み、頂山山頂（397.9m）に至り、同所から頂山林道に向かう尾根を北西に進み、頂山林道に至り、同林道を北西に進み、起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31

35 県指定	紀北町白石湖鳥獣保護区 113 ha 〔集団渡来地〕	北牟婁郡紀北町相賀地内、船津川に架かる相賀橋西詰を起点として、同川右岸堤防を北に進み同川に架かる前柱橋に至り、同橋から左岸に渡り町道前柱線に至り、同所から同町道を北に進み前柱林道（兼紀勢自動車道管理道路）との交点に至り、同所から同林道を北東に進み前柱池北端に至り、同池岸を南東に進みのち北東に進み町道汐見線に至る道との交点に至り、同所から同道を南に進み町道汐見線の北端に至り、同所から同町道を南のち西に進み、更に南東に進み町道汐見町1号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道相賀小浦線に至り、同所から同町道を南東のち北東に進み町道渡利小浦線に至り、同所から同町道を南のち南西に進み県道202号線に至り、同所から同県道を南西に進み船津川左岸（相賀橋東詰）に至り、同所から同岸を南に進み船津川河口に至り、更に岸を東に進み松島橋に至り、同所から同橋を南に渡り三角州に至り、同所から三角州北側を西に進み西端に至り、同所から銚子川右岸河口端を結び、同川右岸の護岸を北西に進み同護岸と町道小山里ノ内線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み国道42号線との交点（銚子橋南詰）に至り、同所から同国道を北に進み左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み町道本地7号線に至り、同所から同町道を北に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
36 県指定	津市白山町四季の里鳥獣保護区 325 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	津市白山町上ノ村地内、近鉄大阪線東青山駅を起点として、同所から近鉄大阪線を西に進み、同線と林道峯山線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み、津市白山町垣内字北字引の字界に至り、同字界を北東に進み、林道ナメンダラ支線との交点に至り、同所から同字界を北東に進み、林道ナメンダラ線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み、のちに東に進み、同字界と同市白山町上ノ村字黒ン坊の字界との交点に至り、同所から字黒ン坊、字奥藤河内、字奥惣谷、字カンゾウの北字界を南東に進み、更に進むと字カンゾウと字四五六の字界との交点に至り、同所から字カンゾウ、字口カンゾウ、字惣谷の東字界を南に進み、近鉄大阪線との交点に至り、同所から同線を西に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
37 県指定	紀北町名倉鳥獣保護区 7 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	北牟婁郡紀北町東長島地内、国道260号線と名倉川との交点を起点とし、同所から同所に連なる尾根を南東に進み、東西に連なる尾根（1141林班界と1142林班界）との交点に至り、同所から同尾根を西に進み、緑地公園（憩の森）内歩道に至り、同歩道を南西に進み、同公園内のヤマモモ広場に至り、同所から同広場を南西に歩道を進み、国道260号線との交点に至り、同国道に沿って西に進み、のち北東に進み、起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
38 県指定	亀山市東部鳥獣保護区 1,770 ha 〔森林鳥獣生息地〕	鈴鹿市国府町地内、鈴鹿川に架かる鈴国橋右岸橋詰を起点として、同川右岸堤防を西（上流）に進み、県道亀山安濃線鈴鹿川に架かる鹿島橋右岸橋詰に至り、同橋詰から同県道を南に進み亀山市阿野田町地内で農道（通称阿野田天神線）との交点に至り、同所から同農道を西に進み県道亀山白山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み鈴鹿川右岸との交点に至り、同所から同川右岸に沿って西（上流）に進み、旧亀山市と旧関町の境界線との交点に至り、同所から同境界に沿って北東に進み、亀山市小野町地内で国道1号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み東名阪自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み、亀田川との交点に至り、同所から同川右岸に沿って東（下流）に進み亀山市亀田町地内で県道亀山停車場石水溪線との交点に至り、同所から同県道を北に進み亀山市辺法寺町地内で東名阪自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み、安楽川右岸との交点に至り、同所から同川右岸に沿って東（下流）に進み亀山市太森町地内で国道306号線との交点に至り、同所から同国道を南に進み亀山市栄町地内で市道栄町本町線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道本町線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、県道亀山城址上野町線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道本町15号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み亀山市本町地内で県道亀山白山線と県道亀山安濃線との交点に至り、同所から県道亀山白山線を北東に進み亀山市和田町地内で県道亀山鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
39 県指定	名張市赤目鳥獣保護区 220 ha 〔森林鳥獣生息地〕	名張市赤目町長坂地内、通称赤目観光ダム堰堤を起点として、同所から県道赤目滝線を北西に進み日之谷（清流荘横）との交点に至り、同所から日之谷に沿って山道を東に進み県道赤目掛線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み赤目香落ハイキング道との交点に至り、同所から同道を西に進み滝川を越え奈良県境に至り、同所から同県境を西に進み長坂山三角点に至り、同所から尾根を北東に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31

40 県指定	津市芸濃町横山池鳥 獣保護区 20 ha 〔集団渡来地〕	津市芸濃町椋本地内の市道西町1号線と県道大山田芸濃線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、同市芸濃町林地内で市道新横山線との交点に至り、同所から同市道を北に進み、同市芸濃町中縄地内で市道北横山西野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み、同市芸濃町中縄地内で市道藤酒井上興1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、同市芸濃町中縄地内で市道中縄町中線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、市道新横山目細線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、市道西町1号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
41 県指定	名張市青蓮寺鳥獣保 護区 113 ha 〔集団渡来地〕	名張市青蓮寺ダム堰堤東詰を起点として、同所から県道名張曾爾線を南東に進み、弁天橋東詰の県道布生夏見線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、同県道と折戸橋との交点に至り、同所から折戸橋を渡り、ダム湖対岸道路の市道折戸橋線を北西に進み、弁天橋西詰にて同市道と県道名張曾爾線との交点に至り、同所から同県道を南に進み、香落橋東詰を経てさらに南に進み、同県道と河鹿橋との交点に至り、同所から河鹿橋を渡り対岸道路(旧道)との交点に至り、同所から同旧道を北(青蓮寺川下流)に進み、道路の終点から青蓮寺川の左岸に沿って下流に進み、香落橋西詰に至り、同所から青蓮寺湖の湖岸を北に進み、青蓮寺ダム連絡道路との交点に至り、同所から同連絡道路を東に進み、ダム堰堤を経て起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
42 県指定	四日市市鳥獣保護区 775 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	四日市市東坂部町地内で海蔵川に架かる新中倉橋左岸橋詰を起点として、同川を北西(上流)に進み、同市西坂部町地内で国道365号線御館川に架かる高田橋に至り、同橋から同国道を北に進み、同市下海老町地内で同市市道山城下海老線との交点に至り、同交点から同市道を北東に進み、同市山城地内で県道平津菰野線との交点に至り、同交点から同県道を東に進み、同市萱生町地内で同市市道日永八郷線との交点に至り、同交点から同市道を南に進み、同市山之一色町地内で県道小牧小杉線との交点に至り、同交点から同県道を南に進み、起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R10. 10. 31
43 県指定	伊勢市松尾倉田山鳥 獣保護区 982 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	伊勢市岡本1丁目地内、主要地方道伊勢磯部線(御木本道路)と主要地方道鳥羽松阪線(通御幸道路)との交点を起点とし、同所から主要地方道鳥羽松阪線を北に進み、主要地方道伊勢南島線(主要地方道鳥羽松阪線と重複)との交点に至り、同所から主要地方道伊勢南島線(主要地方道鳥羽松阪線と重複)を東に進み、県道伊勢二見線との交点に至り、同所から同県道を北に進み、JR参宮線との交点に至り、同所から同線を東に進み、五十鈴川の右岸(汐合橋鉄橋東詰)に至り、同所から五十鈴川の右岸を上流に進み、主要地方道伊勢磯部線浦田橋東詰に至り、同所から同主要地方道を北西に進み起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R10. 10. 31
44 県指定	松阪市飯高町森鳥獣 保護区 3,016 ha 〔森林鳥獣生息地〕	松阪市飯高町栃谷地内、加杖坂峠頂上を起点とし、同所から市道青田栃谷線を南東に進み、木屋谷川と青田川との合流点に至り、同所から青田川右岸を進み、同市飯高町青田字辻堂地内で県道蓮峽線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み、同市飯高町蓮地内(蓮分校跡地)で国有林千石林道に至り、同所から同林道を西に進み、ヌタハラ谷に架かるヌタハラ橋に至り、同所から同谷を下流に進み、国有林と民有林の境界(千石谷との合流点)に至り、同所から国有林1009林班、1015林班、1011林班と民有林との境界を北西に進み、奈良県との県境(穂高明神)に至り、同所から同県境を北に進み、旧波瀬村と旧森村との境界に至り、同所から同境界接線を東に進み、起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R10. 10. 31
45 県指定	亀山市白川鳥獣保護 区 5 ha 〔身近な鳥獣生息 地〕	亀山市白木町地内、市道今福下白木線と市道今福4号線の交点を起点とし、同所から市道今福下白木線を北東に約40m進み、農道との交点に至り、同所から同農道を南東に約120m進み、耕地の作業歩道との交点に至り、同所から同歩道を南に進み、白川神社参道との交点に至り、同所から同参道を南に進み、市道今福下白木線との交点に至り、同所から同市道を西に進み、市道下白木学校線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、亀山市立白川小学校の敷地に至り、同所から同敷地外周を始め西に後に北に進み、市道今福4号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R10. 10. 31
46 県指定	津市芸濃町安濃ダム 鳥獣保護区 59 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	津市芸濃町河内地内、安濃ダム堤体管理道路と県道津芸濃大山田線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み、同県道と下垣内橋との交点に至り、同所から同橋を渡り、市道錫杖湖対岸道路線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、安濃ダム堤体管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を南西に進み、起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R20. 10. 31
47 県指定	菰野町草里野鳥獣保 護区 45 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	三重郡菰野町千草地内、三重県民の森一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31

48 県指定	いなべ市大安町南部 鳥獣保護区 212 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	いなべ市大安町大井田地内、市道大安東部線の大井田橋北詰を起点として、同所から同市道を南に進み市道門前桑名線との交点に至り、同所から同市道を西に進み株式会社デンソー大安製作所 601 工場西の歩行者用通路との交点に至り、同所から同歩行者用通路を北に進み市道大井田 3 区 335 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道宇賀大井田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大安四日市線との交点に至り、同所から同市道を北に進み大安大橋南詰に至り、同所から宇賀川右岸を東に進み宇賀橋南詰に至り、同所から市道高柳南金井線を北に進み指導石樽大井田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31
49 県指定	志摩市志摩町大島・小 島鳥獣保護区 683 ha 〔集団渡来地〕	志摩市志摩町和具地内、和具漁港東防波堤灯台を起点とし、同所から汀線を東に進み志摩町布施田と志摩町片田との大字界との交点に至り、同所から幣ノ島の中心点に向かって南に進み同点に至り、同所から鳴神島の中心点に向かって西に進み同点に至り、同所から北に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31
50 県指定	尾鷲市佐波留鳥獣保 護区 2,750 ha 〔集団繁殖地〕	尾鷲市須賀利町沢崎の先端を起点とし、同所から同所と九鬼町九木崎の先端を直線で結ぶ海上線を進み、同所から汀線を北西に進み瀬元鼻に至り、同所から同所と投石を直線で結ぶ海上線を進み投石に至り、同所と尾崎鼻の先端を直線で結ぶ海上線を進み尾崎鼻に至り、同所から汀線を東に進み、途中、須賀利町、尾南曾鼻、元須賀利を経て起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31
51 県指定	四日市市泊山鳥獣保 護区 598 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	四日市市采女地内、内部川国道 1 号線に架かる内部橋北詰を起点とし、内部川左岸を上流に進み同市北小松町地内にて鎌谷川左岸との合流地点に至り、同所から同川左岸を上流に進み北小松西橋北詰に至り、同所から同市波木町地内にて県道四日市菰野大安線（ミルクロード）の登里橋を見渡す線に沿って北に進み同橋に至り、同所から同県道を東に進み、市道西日野笹川線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み同市西日野町地内にて市道子西八王子線（笹川通り）との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市日永町地内にて市道日永西 49 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道宮妻峽線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道泊山崎 3 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道笹川泊線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道前田 25 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道前田 29 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、同市小古曾町地内にて県道三畑四日市線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み、国道 1 号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
52 県指定	松阪市森林公園鳥獣 保護区 224 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	松阪市伊勢寺町字堀坂広地内、県道合ヶ野松阪線と堀坂川の交点の西蓮寺橋を起点とし、同所から同県道を西に進み堀坂峠に至り、同所から観音岳登山道を北に進み同市伊勢寺町と市道嬉野森本町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北東に進み、途中、観音岳を経て、同市伊勢寺町と市岩内町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北東に進み林道待谷線に至り、同所から同林道を南に進み、途中、市道横瀧寺線との交点を経て、さらに同林道を進み堀坂川支流との交点に至り、同所から同川支流を南東に進み堀坂川に至り、同所から同川を東に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
53 県指定	大紀町滝原森林公園 鳥獣保護区 9 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	度会郡大紀町滝原字榎木谷地内、県道伊勢大宮線と林道榎木谷線との交点を起点とし、同県道を北東に進み、新池からの用水路との交点に至る。同所より上流にある砂防堰堤に至り、更に同堰堤を対岸に渡り、公園内遊歩道 1 号へ至る。同遊歩道から森林公園入口に至り、県道伊勢大宮線より特別母樹林東側を回り、公園内遊歩道 6 号に至り、唐谷池東側を迂回し、管理道 1 号の交点に至る。更に管理道 1 号を南西に進み、林道榎木谷線の交点に至り、同所を北西に進み、起点に至る一円の区域	R2. 11. 1 R12. 10. 31
54 県指定	津市白山町二本木鳥 獣保護区 91 ha 〔森林鳥獣生息地〕	津市白山町二本木地内、県道二本木御衣田線に架かる広瀬橋北詰を起点として、同所より同県道を北東に進み県道藤大三停車場線との交点に至り、同所より同県道を北東に進み大村川との交点（栗ヶ瀬橋南詰）に至り、同所より同川右岸を東に進み雲出川との合流点に至り、同所より同川左岸を西に進み起点に至る一円の区域	R2. 11. 1 R12. 10. 31
55 県指定	津市久居南東部鳥獣 保護区 323 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	津市久居新町字東口地内、県道松阪久居線と県道上浜高茶屋久居線との交点を起点として、同所より県道上浜高茶屋久居線を東に進み、同市久居井戸山町字大口新開地内において旧久居市と旧津市の境界線との交点に至り、同所より同境界線を南西に進み、更に東に進み JR 紀勢本線との交点に至り、同所より同線を南に進み、同市木造町字中下地内において一級河川雲出川左岸堤防との交点に至り、同所より同堤防に沿って西に進み、同市木造町字柳原地内において準用河川前田川との交点（前田川と雲出川本流との分岐点）に至り、同所より同準用河川を北西に進み、同市木造町赤坂地内において市道牧木造土屋黒線との交点に至り、同所より同市道を西北へ進み、同市新家町字六反地内において雲出井用水路との交点に至り、同所より同用水路に沿って西に進み、同市久居元町字垣内地内において	R3. 11. 1 R13. 10. 31

		県道松阪久居線との交点（本村橋）に至り、同所より同県道を北東に進み、起点に至る一円の区域	
56 県指定	明和町鳥獣保護区 1,445 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	多気郡明和町大字金剛坂地内、県道鳥羽松阪線と祓川の交点（新祓川橋東詰）を起点とし、同所より同河川右岸を北（下流）に進み、国道23号線（南勢バイパス）との交点に至り、同所より同国道を南東に進み町道明和中央線との交点に至り、同所より町道を南に進み町道上御糸南1号線との交点に至り、同所より町道上御糸南1号線を東に進み町道斎宮北1号線との交点に至り、同所より町道斎宮北1号線を南東に進み町道大淀・役場・坂本線との交点に至り、同所より町道大淀・役場・坂本線を東に進み町道相野東野線との交点に至り、同所より町道相野東野線を南に進み町道東野2号線との交点に至り、同所より町道東野2号線を東に進み町道明和工業団地線との交点に至り、同所より町道明和工業団地線を南東に進み県道大淀港斎明線との交点に至り、同所より同県道を南に進み町道平尾3号線との交点に至り、同所より町道を東に進み町道東端に至り、同所から東に進み明和町と伊勢市の境界線との交点に至り、同所より同境界線を南に進み町道明星園場5号線との交点に至り、同所より町道を東に進み町道柏町明星線との交点に至り、同所より町道を南東に進み明和町と伊勢市の境界線との交点に至り、同所より同境界線を南に進み県道伊勢小俣松阪線との交点に至り、同所より同県道を西に進み町道妻ヶ広明星線との交点に至り、同所より町道を南に進み町道明星41号線に至り、同所より町道明星41号線を南に進み町道明星40号線との交点に至り、同所より町道明星40号線を西に進み町道妻ヶ広1号線との交点に至り、同所より町道妻ヶ広1号線を南に進み宮川用水管理道路との交点に至り、同所より同管理道路を西に進み町道明星中1号線との交点に至り、同所より町道を西に進み県道鳥羽松阪線との交点に至り、同所より同県道を北西に進み町道修正小学校菰村線との交点に至り、同所より町道を西に進み町道有爾中2号線との交点に至り、同所より町道有爾中2号線を南西に進み町道有爾中36号線との交点に至り、同所より町道有爾中36号線を北に進み町道有爾中・有爾中神社線との交点に至り、同所より町道有爾中・有爾中神社線を西に進み町道有爾中・東池村線との交点に至り、同所より町道有爾中・東池村線を西に進み町道斎宮池明和・多気線との交点に至り、同所より町道斎宮池明和・多気線を南西に進み町道東池村・西池村・里中線との交点に至り、同所より町道東池村・西池村・里中線を西に進み町道金剛ヶ丘・東池村線との交点に至り、同所より町道金剛ヶ丘・東池村線を北西に進み町道池村1号線との交点に至り、同所より町道池村1号線を西に進み町道池村2号線との交点に至り、同所より町道池村2号線を西に進み町道上村池村園場線との交点に至り、同所より町道上村池村園場線を北に進み町道斎宮園場16号線との交点に至り、同所より町道斎宮園場16号線を西に進み町道上村池村線との交点に至り、同所より町道上村池村線を北に進み町道上村6号線との交点に至り、同所より町道上村6号線を西に進み町道斎宮南1号線との交点に至り、同所より町道斎宮南1号線を北に進み町道金剛坂上村線との交点に至り、同所より町道金剛坂上村線を北東に進み県道鳥羽松阪線との交点に至り、同所より同県道を北西に進み起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R13. 10. 31
57 県指定	四日市市室山鳥獣保護区 219 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	四日市市西日野町地内、天白川と市道ときわ四郷線に架かる西日野橋北詰を起点とし、天白川左岸を上流に進み同市八王子町地内にて県道川島貝家線に架かる南幸橋北詰に至り、同所から同じ県道を北に進み市道松本貝家線に至り、同所から同市道を北東に進み同市川島町地内にて鹿化川に架かる長の湯橋南詰に至り、同所から同川右岸を下流に進み同市松本町地内にて市道ときわ四郷線に架かる吉田橋南詰に至り、同所から同市道を南に進み、起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
58 県指定	津市久居中北部鳥獣保護区 182 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	津市稲葉町地内、県道上稲葉・羽野線と旧久居市と旧美里村の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東に約1,00m進み、旧津市との境界線に至り、同所から富士OGMエクセレントクラブ敷地境界に沿って南東に3,000m進み、農用水堰堤西端に至り、同所からさらに同クラブ敷地境界を南に400m進み、同所から南西に150m進み、森工業団地の北西側道路との交点に至り、同所から同道を南西に約100m進み、赤道との交点に至り、同所から同赤道を西に約200m進み別の赤道との交点に至り、同所から同赤道を南東へ約300m進み、同赤道と山田池最奥部との交点に至り、同所から同池の東岸を進み、同池堰堤に至り、同所から同堰堤を南西に進み、県道上稲葉・羽野線に至り、同所から同県道を北西に進み、起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31

59 県指定	伊賀市霊山鳥獣保護区 258 ha 〔森林鳥獣生息地〕	伊賀市山畑地内の市道山畑田代線と林道子延田代線の交差点を起点として、市道山畑田代線を大阪市立伊賀青少年野外活動センター跡地に向かい山畑と愛田の境界線の交点に至る。同境界線に沿って西に進み 2033 林班と 2038 林班の境界線の尾根に至る。同尾根を北に進み愛田と下柘植の境界線との交点に至る。同所より 2029 林班と 2030 林班との境界線の尾根を北に進み霊山山頂に至る。同山頂より市道大沢霊山線を北東に進み柘植町と下柘植との交点に至る。同所より同境界線を東に進み亀山市との境界線に至る。同所より境界線を南下し更に 2032 林班と 5047、5045、5044 林班との境界線を南下し林道子延田代線の交点に至る。同所より林道を西に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
60 県指定	尾鷲市曾根鳥獣保護区 6 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	尾鷲市曾根町地内、林道寺尾谷線と支線の分岐点を起点とし、同所から谷を南に進み曾根城趾に至り、同所から等高線上（標高 150m）を進み、西に伸びる尾根の鞍部を経て、谷を北に進み、林道寺尾谷線に至り、同所から同線を東に進み、起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
61 県指定	紀北町大白鳥獣保護区 89 ha 〔森林鳥獣生息地〕	北牟婁郡紀北町白浦字平高地内の海岸の北端を起点とし、同所から海岸を南に進み、白浦字大白の町有林に至り、同所から大白池南側の尾根を西に進み、矢口浦字青木と字大白道ノ上の字界に至り、同所から尾根を北に進み、熊野灘臨海公園大白テニスコートと山林との境界の道との交点に至り、同所から同道を西に進み、町道矢口奥 5 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み、同町道と町道枳穀原深谷 1 号線及び大白公園内道路との交点に至り、同所から町道枳穀原深谷 1 号線を北東に進み、大谷橋を渡り、同所から藤ヶ谷池の西側の尾根を北東に進み、南東に伸びる尾根を経て、白浦字向井の海岸堤防に至り、同所から同堤防の北東端を経て尾根を北東に進み、のち北に進み、紀北町三浦との境界に至り、同所から境界線を東に進み、起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
62 県指定	熊野市生活環境保全林鳥獣保護区 13 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	南牟婁郡御浜町大字神木地内、熊野市生活環境保全林「ふれあいの森」一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
63 県指定	御浜町阿田和井戸ノ谷鳥獣保護区 6 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	町道奥地線と町道奥地 5 号線との交点を起点とし、同所から稜線を北北東に進み町道星山 2 号線に至り、同所から同町道を北東に進み町道星山 1 号線との交点に至り、同所から町道奥地 5 号線の東端を見通す線を南西に進み同町道に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
64 県指定	尾鷲市ナサ崎鳥獣保護区 52 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	尾鷲市九鬼町ナサ崎を起点として、同所から海岸線を南西に進み、九鬼町と早田町の境界に至り、同所から尾根を西に進み、早田山三角点（標高 167. 2m）に至り、同所から尾根を北西に進み、九鬼町字ヒガシタニと町字コノコシと早田町字ウチコシの境界線との交点に至り、同所からナサ崎に至る尾根を北東に進み、九鬼町字ヒガシタニと町字アジロヤマと町字コノコシの境界線との交点に至り、同所から尾根を北西に進み、海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東に進み、起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
65 県指定	鈴鹿鳥獣保護区 1, 548 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	鈴鹿市南玉垣町地内、国道 23 号線と市道玉垣駅南玉垣線との交点を起点として、同所から同市道を南西に進み市道末広千代崎線との交点に至り、同所から同市道を西に進み同市西玉垣町地内にて伊勢鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を南西に進み県道亀山鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道末広東稲生線との交点に至り、同市道を南西に進み同市稲生町地内にて市道加佐登鼓ヶ浦線（通称サーキット道路）との交点に至り、同所から同市道を西に進み伊勢鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を南西に進み中部電力送電線新鈴鹿河芸線との交点に至り、同所から同送電線を北西に進み国道 23 号線中勢バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南西に進み御園工業団地の東端部に至り、同所から稲生町と御園町の境界線を北西に進み鈴鹿サーキット国際レーシングコース境界の柵に至る小道に至り、同所から同小道を北西に進み同境界の柵に至り、同所から同境界の柵に沿って西に進み中部電力送電線庄野新鈴鹿線との交点に至り、同所から同送電線を南に進み市道御園 190 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道御園 174 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道御園 177 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み途中北に進み市道御園 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道御園 2 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道御園 3 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み三重交通 G スポーツの杜鈴鹿南端の境界に至り、同所から同境界に沿って西に進み途中北に進みさらに東に進み同市御園町地内で国府台から流れる水路（井出川上流部）との交点に至り、同所から同水路を北に進み市道国府 424 号線終点の延長線との交点に至り、同所から同延長線を西に進みさらに同市道を北西に進み市道国府 489 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道長法寺西ノ城戸線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道関亀山鈴	R6. 11. 1 R26. 10. 3

		鹿線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道国府 341 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道鈴鹿環状線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道亀山鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道平田町駅稲生線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道道伯二丁目 337 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道三日市南一丁目 101 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道西条道伯線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道算所 300 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道西条 287 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み途中東に進み市道西条道伯線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道鈴鹿環状線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道神戸三丁目 132 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道玉垣若松線との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道 23 号線との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る一円の区域	
66 県指定	南伊勢町東部鳥獣保護区 100 ha 〔森林鳥獣生息地〕	度会郡南伊勢町木谷地内、国道 260 号線と普通河川北河内川の交点を起点とし、同所より同国道を南に進み、海岸に至る私道との交点に至り、同所より同私道を西に進み海岸線に至り、同所より海岸線に沿って北西に進み、更に東、のちに南東に進み、普通河川北河内川の河口部に至り、同所より同河川に沿って東に進み起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R16. 10. 31
67 県指定	桑名市播磨鳥獣保護区 13 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	桑名市大字播磨地内、国道 258 号線と桑名市道播磨 4 号線との交点を起点として、同所から同市道を東に進み市道若竹町 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み同市道の終点に至り、同所から同市高塚町高塚山古墳の南西に位置する中部電力送電線西名古屋屋屋線 No. 25 鉄塔を見通す線を南西に進み同鉄塔に至り、同所から送電線に沿って北西に進み国道 258 号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R26. 10. 31
68 県指定	南伊勢町五ヶ所鳥獣保護区 4 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	度会郡南伊勢町五ヶ所浦地内、国道 260 号線と町道焼場線の交点を起点とし、同所より同国道を西に進み、町道五ヶ所浦本線との交点に至り、同所より同町道を北西に進み、南勢小学校グラウンド進入路との交点に至り、同所から進入路を経て学校グラウンドの西境界を約 170m 北に進み、谷に至り、同所から同谷に沿って北に進み、町福ヶ谷線の終点に至り、同所より同町道を南東に進み、町道焼場線との交点に至り、同所より同町道を南西のち西に進み起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R16. 10. 31
69 県指定	尾鷲市中村山鳥獣保護区 8 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	尾鷲市中村町地内、市道南町古戸野線と J R 紀勢本線との交点（通称、第二陸橋）を起点として、同所から同鉄道線を北に進み、市道野地古戸野線との交点（通称、第一陸橋）に至り、同所から同市道を北東に進み、市道中村 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道中村尾鷲港線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、市道中村栄線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、市道南町古戸野線との交点に至り、同所から市道南町古戸野線を南西に進み、起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R16. 10. 31
70 県指定	紀宝町鳥獣保護区 758 ha 〔集団渡来地〕	南牟婁郡紀宝町と御浜町の境界線と旧国道 42 号との交点を起点として、同所から同旧国道を南に進み紀宝町井田地内で国道 42 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み紀宝町井田と同町鶴殿の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み海岸線（梶ヶ鼻）に至り、同所から同海岸線を南に進み熊野川左岸河口部（南突端部）に至り、同所から河口部の対岸を見通す線を南西に進み三重県と和歌山県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み国道 42 号線の交点（熊野大橋）に至り、同所から同国道を北東に進み県道紀宝川瀬線との交点に至り、同所から同県道を西に進み紀宝町道成川線との交点に至り、同所から同町道を北に進み途中東に進み町道谷ノ川 2 号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道門脇 3 号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道壱町田 3 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道壱町田 1 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道奥地 2 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道成川神内線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道神内団地線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道鶴殿熊野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道芦谷 1 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道神内上野線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道井田幹線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道長谷田 3 号線との交点に至り、同所より同町道を東に進み町道井田成川線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道横手下線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道井田幹線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道広田線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道山路線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み途中北西に進み紀宝町と御浜町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R26. 10. 31

71 県指定	玉城町鳥獣保護区 860 ha 〔森林鳥獣生息地〕	度会郡玉城町勝田地内、町道原富岡線と町道勝田玉城インター線との交点を起点とし、同町道を南に進み、旧町道勝田玉城インター線との分岐に至り、同所から旧旧道を南に進み、県道度会玉城線との交点に至り、同所から同県道を南に進み、玉城町と度会町の境界に至り、同所から同境界線を西に進み、国東山の標高375.1m地点で玉城町、度会町及び多気町の境界に至り、同所から玉城町と多気町の境界線を北へ進み、県道伊勢多気線に至り、同所から同県道を東へ進み、同県道と町道原富岡線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み、同町積良、山神、矢野、田宮寺を経て起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R16. 10. 31
72 県指定	大紀町大内山南亦山 鳥獣保護区 270 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	度会郡大紀町大内山字奥唐子地内、林道千石越線、蔭保橋上流の9号橋中央を起点として、同所から谷を南に進み標高856.0mの頂上に至り、同所から尾根を南に進み鍛冶屋谷に至り、同所から同谷を南に進み林道鍛冶屋谷線の終点に至り、同所から同林道を南に進み米ヶ谷簡易水道施設上流で通称鳥尾越山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み多気郡大台町との町境（鳥尾越）に至り、同所から同境界を北東に進み林道千石越線に至り、同所から同境界をさらに北に進み通称千石越山道に至り、同所から同山道を東に進み起点（林道千石越線9号橋）を流れる谷と唐子川との合流点の対岸に至り、同所から唐子川を南に渡り同谷をさらに南に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31
73 県指定	鈴鹿市加佐登鳥獣保護区 303 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	鈴鹿市加佐登町地内、市道加佐登上野線と市道鞠鹿野五反田線との交点を起点として、同所から市道加佐登上野線を西に進み県道神戸長沢線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道三畑高塚線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道三畑深溝線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道深溝108号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み大沢池南西端に接続する水路に至り、同所から同水路を大沢池に向かって南東に進み市道深溝116号線に至り、同所から同市道を北に進み市道石薬師39号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道鞠鹿野五反田線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道高塚岸田線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山ノ花上山田線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道鞠鹿野五反田線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R26. 10. 31
74 県指定	北勢中央公園鳥獣保護区 133 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	四日市市市場町字留山地内、四日市市道下野保々線と四日市市道西村大長線の交点を起点として、同所から四日市市道西村大長線を西に進み四日市市道西村9号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み四日市市道西村山城線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み彦左川にかかる午橋北詰に至り、同所から彦左川左岸を北西（上流）に進み、菰野町道小島45号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み菰野町道小島20号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み大字小島地内で県道田光梅戸井停車場線との交点に至り、同所から同県道を東に進みいなべ市道梅戸4区33号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大安四日市線との交点に至り、同所から同市道を南に進みいなべ市と四日市市の境界で四日市市道下野保々線となり、更に同市道を南に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
75 県指定	志摩市阿児町横山鳥獣保護区 500 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	志摩市阿児町鶴方地内、市道広域し尿処理場線と国道167号線の交点を起点として、同所から同国道を南に進み市道横山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道力ヤウ線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道浜島阿児線との交点に至り、同所から同県道を西に進み阿児町と浜島町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み市道広域し尿処理場線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R19. 10. 31
76 県指定	南伊勢町道方池の田鳥獣保護区 56 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	度会郡南伊勢町道方地内、国道260号線と町道庵の川線との交点を起点とし、同所から同町道を北に進み、町道大江道方線との交点に至り、同所から同町道を東に進み国道260号線との交点に至り、同所から同国道を西に50m進み、南伊勢町道方字前替地内で前替川との交点に至り、同所から同河川を南東に進み、三田川との交点に至り、同所から三田川を南に進み、海岸線に至り、同所から同海岸線を南西に更に北に進み町道ハゼコ浦線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み国道260号線との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R10. 10. 31
77 県指定	熊野市紀和町大峰鳥獣保護区 450 ha 〔森林鳥獣生息地〕	熊野市紀和町小栗須及び大河内地内、楊枝川と布引谷川との合流点を起点とし、同所から小栗須と大河内の境界線を北に進み小栗須字大峰と大河内字寺ノ谷及び同字戸矢倉の交点に至り、同所から字大峰の稜線を北に進み字大峰と小栗須字大谷の字境界線との交点（標高609mの山頂）に至り、同所から同字境界線を東に進み、さらに字大峰と小栗須字滝谷の字境界線を東に進み標高800mの一族山山頂に至り、同所から小栗須と矢ノ川の境界線を南東に進み、同境界線と熊野市と南牟婁郡御浜町の市郡境界線との交点に至り、同所から同市郡境界線を南に進み、標高775mの三角点に至り、同所から尾根に沿って南西に進み、さらに北西に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31

78 県指定	紀宝町浅里鳥獣保護区 6 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	南牟婁郡紀宝町浅里地内、県道小船紀宝線と町道浅里幹線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み雪ヶ瀧橋に至り、同所から同県道をさらに西に進み尾根部に至り、同所から同尾根を北西に進み東に張り出した尾根に至り、同所から同尾根のやや北方を東に進み西ノ谷川右岸に至り、同所から同川沿いに北に200m進み、同所から同川を渡り北東に進み山頂に至り、同所から谷部を南に進み町道大滝線と町道浅里幹線との交点に至り、同所から町道浅里幹線を南西に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31
79 県指定	津市久居中部鳥獣保護区 157 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	津市戸木町字機の前地内、市道伊勢温泉16号線と市道伊勢温泉36号線との交点を起点とし、同所より市道伊勢温泉36号線を西に進み、同市戸木町字西鼓地内において市道伊勢温泉35号線との交点に至り、同所より市道伊勢温泉35号線を南に進み、市道羽野14号線との交点に至り、同所より市道羽野14号線を南に進み、市道羽野13号線との交点に至り、同所より市道羽野13号線を西に進み、同市戸木町宝録地内において市道森・戸木線との交点に至り、同所より市道森・戸木線を北西に進み、同市森町字釜狭間地内において市道森北1号線との交点に至り、同所より市道森北1号線を北に進み、同市森町字中大谷地内において準用河川大谷川との交点に至り、同所より同河川に沿って西に進み、同市森町字上大谷地内において旧津市との行政境界線との交点に至り、同所より同境界線に沿って北に進み、さらに東に進み市道伊勢温泉16号線との交点に至り、同所より同市道を南に進み起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R13. 10. 31
80 県指定	名張市比奈知ダム鳥獣保護区 103 ha 〔集団渡来地〕	名張市上比奈知地内、比奈知ダム堰堤右岸端とダム管理用道路との交点を起点として、同所から同管理用道路を西に進み国道368号線との交点に至り、同所から同国道を東に進み、同国道上比奈地トンネル北抗口に至り、同所から同トンネル上の山林内を通過し、同トンネル南抗口に至り、同所から同国道を滝の原共有林の管理道（通称梨ノ木線）との交点に至り、同所から同管理道に沿って通称金広山の周囲を進み市道滝赤岩線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み国道368号線との交点に至り、同所から同国道を南東に、さらに道なりに進み天王大橋を渡り市道上比奈知長瀬線との交点に至り、同所からひなち湖西側の同市道を北に進み、更に同市道を道なりに同湖南側を進み比奈知ダム管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を西に進みダム堰堤左岸にある（独）水資源機構比奈知ダム管理所に至り、同管理所敷地南辺を西に進み同敷地西南端に至り、同所から同敷地西辺を北西に進み同敷地北西端に至り、同所からダム下流月出橋（北西）方向に山稜線を進み市道月出線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み河川国直轄区間と県管理区間の境界に至り、同所から下流親水公園西辺を見通し北に進み市道上比奈知中央線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同公園の公園内園路との交点に至り、同所から同園路を北東に進みダム堰堤に至り、同所からダム堰堤の管理用階段を昇り、起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R13. 10. 31
81 県指定	度会町獅子ヶ岳山麓鳥獣保護区 165 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	度会郡度会町大字小萩松峠地内の「林道麻加江小萩線」と交差する獅子ヶ岳登山道小萩ルート（以下「小萩ルート」という。）登山口を起点とし、同所から北北西に小萩ルートを進み獅子ヶ岳山頂部を占める通称「獅子ヶ鼻（岩場）」下で、獅子ヶ岳登山道注連指ルート（以下「注連指ルート」という。）の交点に至り、同所から通称「獅子ヶ鼻（岩場）」の周囲を進み日の出の森登山ルート（以下「日の出の森ルート」という。）の交点に至り、同所より、北北東に日の出の森ルートを進み度会町長原猿谷地内の生活環境保全林通称「日の出の森」に至り、同所より北にその周囲を進み通称「日の出の森」北端と「林道麻加江小萩線」の交点に至り、同所より当該林道沿いに南西に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
82 県指定	松阪市農と匠の里鳥獣保護区 23 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	松阪市伊勢寺町地内、県道松阪第2環状線と市道伊勢寺美濃田線との交点を起点として、同所から同県道を西に進み市道伊勢寺小野上野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道小田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道伊勢寺美濃田線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
83 県指定	木曽川中流鳥獣保護区 658 ha 〔集団渡来地〕	木曽岬町大字新加路戸地内、県境と町道木曽川線の交点を起点として、同町道を南に進み国道23号線木曽川大橋上流側との交点に至り、同所から同国道を南西に進み木曽川左岸堤防との交点に至り、同所から同左岸堤防を南東に進み鍋田川河口右岸側との交点に至り、同所から鍋田川を渡り鍋田川河口左岸側と木曽川左岸堤防との交点に至り、同所から同左岸堤防を南東に進み伊勢湾岸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み市道木曽川堤防東殿名松蔭線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み国道1号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県境との交点に至り、同所から県境を南東に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31

84 県指定	桑名市桑部鳥獣保護区 172 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	桑名市大字桑部地内、市道桑部志知線と市道桑部播磨線との交点を起点として、市道桑部播磨線を南へ進み桑名市と朝日町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西へ進み市道能部桑部3号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道桑部志知線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
85 県指定	菰野町杉谷鳥獣保護区 199 ha 〔身近な鳥獣生息地〕	町道田光3号線、町道八風線の交点を起点として、同町道を東に進み、町道田光一色線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道田光97号との交点に至り、同所から同町道を南東に進み、町道田光101号との交点に至り、同所から南東に進み、国道306号との交点に至り、同所から国道306号を南に進み、杉谷川との交点に至り、同所から西に進み、杉谷・根の平大字界との交点に至り、同所から北に進み、田光・根の平大字界との交点に至り、同所から北西に進み、杉谷・田光大字界との交点に至り、同所から西に進み、町道田光3号線との交点に至り、同所から北に進み、起点に至る一円の地域	R5. 11. 1 R15. 10. 31

(2) 特別保護地区 Special protection area

番 号 指定区分	名 称 (面積) 〔鳥獣保護区名〕	区 域	存続期間
1 国指定	特別保護地区 565 ha 〔大台山系〕	大台山系鳥獣保護区のうち、三重県多気郡所在大杉谷国有林 523 林班い及びろ 小班、524 林班い1 からい4、ろ1 からろ5 まで及びいの各小班、538 林班い小 班、540 林班い小班、541 林班、553 林班り小班、555 林班る小班、567 林班た小 班、568 林班り小班、569 林班ほ小班、570 林班ほ小班、578 林班い小班、583 林 班へ及びい小班並びに 585 林班と小班的区域、奈良県吉野郡上北山村と川上村 との境界線上の経ヶ峰三角点 (1, 528. 9m) を起点とし、同所から同境界線を東 進し奈良県と三重県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み 標高 1, 641mの地点に至り、同所から尾根を南西に進み牛石ヶ原に至り、同所か ら尾根を北西に進み東ノ滝に至り、同所からシオカラ谷を北西に進みシオカラ 谷、東ノ川及び逆川の合流点に至り、同所から逆川を北進し西ノ滝に至り、同 所から尾根を南西に進み逆峠に至り、同所から尾根を北進して起点に至る線に 囲まれた区域並びに奈良県吉野郡上北山村地内リュウゴ尾根と上北山村有地と 国有地の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東進し東ノ川との交 点に至り、同所から東ノ川を南進し国有地と民間地の境界線との交点に至り、 同所から同境界線を西進しリュウゴ尾根に至り、同所から同尾根を北進して起 点に至る線に囲まれた区域	H24. 11. 1 R14. 10. 31
2 国指定	特別保護地区 71 ha 〔紀伊長島〕	紀伊長島鳥獣保護区のうち、三重県北牟婁郡紀北町地内大島、大エスキ島、小 エスキ島、赤野島、丸山島及び鈴島並びに同町及び度会郡大紀町地内平瀬島及 び耳穴島並びにこれらの島に属する島嶼の区域	H21. 11. 1 R11. 10. 31
13 県指定	外宮神域林特別保護地 区 71 ha 〔伊勢市高倉山〕	伊勢市豊川町地内県道伊勢磯部線と伊勢市道岡本旭線との交点から伊勢市道岡 本旭線を南へ約 30m進んだ地点を起点とし、同市道を神宮神域林にそって南西 に進み伊勢市藤里町地内で同市道と藤里町から常磐町へ通じる歩道との交点に 至り、同所より同歩道を北西に進み、常磐町地内で上御井神社へ通じる尾根を 北に進み、歩道に至り、同歩道を神宮神域林にそって北へ進み、藤岡堀に至り、 同所より藤岡堀、神田堀、マコモ池、御池の南側を東に進みオシドリ池、勾玉池 の南側を通る歩道に至り、同歩道を東に進み、起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
15 県指定	榑ヶ崎特別保護地区 40 ha 〔熊野市海岸部〕	熊野市甫母町字魚附場地内 (通称網代) 甫母漁港物揚場施設南端を起点とし、 同所から鞍部を東に進み汀線に至り、同所より汀線を南に進み榑ヶ崎、英虞崎 を経由して起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
19 県指定	釈迦ヶ岳特別保護地区 250 ha 〔鈴鹿国定公園〕	三重県と滋賀県の境界線 (以下「県境」という。) 上にある釈迦ヶ岳頂上三角点 (標高 1, 092. 2m) を起点として、同所から県境を北に進み三重郡菟野町大字田 光字水晶ヶ谷と同町大字田光字瀧ヶ谷の境界線 (尾根) との交点に至り、同所 から同境界線を東に進み途中枝尾根から南東に進み田光川支流滝谷に至り、同 所から同谷を東に 150m 進み同所から谷を南に進み同町大字田光字瀧ヶ谷と同 町大字田光字栃谷の境界線 (尾根) との交点に至り、同所から田光川支流栃谷 に下る尾根を南東に進み同谷との交点に至り、同所から岩ヶ峯を見通す線を南 に進み同町大字田光と同町大字杉谷の境界線 (尾根) との交点に至り、同所か ら同尾根を西に進み同町大字杉谷字岩ヶ峯と同町大字杉谷字釈迦ヶ嶽の境界線 (谷) との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同町大字杉谷字釈迦ヶ 嶽と同町大字杉谷字河中の境界線 (谷) との交点に至り、同所から同境界線を 南西に進み釈迦ヶ岳より東に延びる尾根との交点に至り、同所から同尾根を東 に進み同町大字杉谷字頭ヶ掛と同町大字杉谷字唐戸谷の境界線 (尾根) との交 点に至り、同所から同境界線を南に進みヤケゴ谷との交点に至り、同所から同 谷を南東に進み同町大字杉谷字大蔭と同町大字杉谷字石原谷の境界線 (尾根) との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同町大字杉谷と大字千草の境 界線 (尾根) との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み流レ谷と庵座谷 の分水尾根との交点に至り、同所から同尾根を南西に進み途中枝尾根から南西 に進み庵座谷と間谷との交点に至り、同所から間谷を北西に進み同町大字千草 字間谷と同町大字千草字椿原の境界線 (尾根) との交点に至り、同所から同境 界線を南西に進み同町大字千草字間谷と同町大字千草字大井谷の境界線 (尾根) との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同町大字千草字大井谷と同町 大字千草字猫谷の境界線 (尾根) との交点に至り、同所から同境界線を南西に 進み途中同町大字千草字大井谷と同町大字千草字上稗畑の境界線 (尾根) を南 西に進み同町大字千草字上稗畑と同町大字千草字中稗畑の境界線 (尾根) との 交点に至り、同所から同境界線を西に進み朝明川との交点に至り、同所から同 河川を南に進み伏木谷との交点に至り、同所から同谷を北西に進み県境との交 点に至り、同所から県境を北に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31

番 号 指定区分	名 称（面積） 〔鳥獣保護区名〕	区 域	存続期間
19 県指定	御在所岳特別保護地区 120 ha 〔鈴鹿国定公園〕	三重郡菟野町大字菟野地内、御在所岳山上公園東公園の通称朝陽台広場南東にある通称富士見岩を起点として、同所から同所より国見峠に至る歩道を北西に進み第1号杭に至り、同所から同杭と藤内小屋より国見峠に至る登山道（通称、裏登山道）上にある第2号杭とを結ぶ直線上を北に進み第2号杭に至り、同所から同登山道を東に進み第3号杭に至り、同所から同杭と御在所岳ロープウェイ北側の尾根上を御在所岳山上公園東公園へ向かう登山道（通称、中登山道）上にある第4号杭とを結ぶ直線上を南に進み第4号杭に至り、同所から同杭と一ノ谷をはさんで南にある尾根上の第5号杭とを結ぶ直線上を南に進み第5号杭に至り、同所から同杭と国道477号線（通称、鈴鹿スカイライン）脇にある第6号杭とを結ぶ直線上を南に進み第6号杭に至り、同所から同国道を西に進み三重県と滋賀県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同境界線と御在所岳山上公園道路（通称、幹線）との交点に至り、同所から同所と同所より南東に延びる尾根上にある第7号杭とを結ぶ直線上を南東に進み第7号杭に至り、同所から同杭と御在所岳ロープウェイ山上公園駅の南60mの尾根上にある第8号杭とを結ぶ直線状を北東に進み第8号杭に至り、同所から同杭と起点とを結ぶ直線上を北東に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
19 県指定	入道ヶ岳特別保護地区 8 ha 〔鈴鹿国定公園〕	鈴鹿市小岐須町地内にある入道ヶ岳頂上三角点（標高906.1m）を起点として、同所から南西に延びる尾根上を100m進み、さらに60m南に進み第1号杭に至り、同所から同杭と池の谷を挟んだ西側の尾根にある第2号杭とを結ぶ直線上を北西に進み第2号杭に至り、同所から同尾根を北に進み三重森林管理署入道ヶ岳国有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み、四日市市宮妻町地内宮妻峽ヒュッテより入道ヶ岳山頂に至る登山道との交点に至り、同所から同登山道を南に進み起点に至る一円の地域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
19 県指定	野登山特別保護地区 10 ha 〔鈴鹿国定公園〕	亀山市安坂山町字野登山地内にある野登寺境内地（2891番地及び2892番地）一円の区域。ただし、野登山登山道より東側の区域を除く	R5. 11. 1 R15. 10. 31
40 県指定	赤目長坂特別保護地区 114 ha 〔名張市赤目〕	名張市赤目町長坂地内、日本オオサンショウウオセンター入口を起点として、同所から尾根を南東に進み不動滝の北側にある標高407mの尾根を山頂に至り、同所から滝川右岸の尾根に沿って東に進み同尾根と直行する赤目町長坂と大字青蓮寺の大字界を経て、さらに尾根を北東に進み標高584mの尾根山頂を経て、さらに尾根を南東に進み同尾根と琵琶滝から北東に伸びる尾根との交点に至り、同所から琵琶滝に至る尾根を南西に進み同尾根と三重県と奈良県の境界線との交点（琵琶滝）に至り、同所から同県境を北西に進み長坂山山頂（標高585m）に至り、同所から尾根に沿って北東に進み滝川左岸（通称赤目観光ダム）に至り、同所から滝川左岸を南東に進み起点の対岸に至り、同所から滝川を渡り起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31

(3) 特定猟具使用禁止区域 (銃) Certain Hunting Equipment Prohibited area(Gun)

番 号	名 称 (面積)	区 域	存続期間
1	伊勢市鳥羽市特定猟具 使用禁止区域 (銃) 30,000 ha	伊勢市二見町地先の夫婦岩西端を起点とし、海上真北に 8.5km の地点に至り、同所から北東 75° に 15km の地点に至り、同所から東南 40° に 9km の地点に至り、同所から真南に 6km の地点に至り、同所から南西 35° に 7.3km の地点に至り、同所から南西に 9.4km 進んだ鳥羽市安楽島町内東防波堤の灯台に至り、同所から海岸線を北西に進み起点に至る海上一円の区域	H26.11. 1 R16.10.31
2	亀山市井田川特定猟具 使用禁止区域 (銃) 398 ha	亀山市本町地内、主要地方道亀山白山線と県道亀山安濃線との交点を起点とし、同交点から市道本町 15 号線を北に進み、同市同町地内にて、県道亀山城跡上の町線との交点に至り、同交点から同県道を西に進み、同市同町地内にて、市道本町線との交点に至り、同市道を北に進み、同市同町地内にて市道栄町本町線との交点に至り、同交点から同市道を東に進み、同市栄町地内にて国道 306 号線との交点に至り、同交点から同国道を北に進み、同市長明寺町地内にて県道名越長明寺線に至り、同交点から同県道を南東に進み、同市田村町地内にて県道平野亀山線に至り、同交点から同県道を南東に進み、同市井田川町地内にて国道 1 号線との交点に至り、同交点から同国道を南西に進み、同市川合町地内にて主要地方道亀山泊三線との交点に至り、同交点から同主要地方道を南西に進み、起点に至る一円の区域	H26.11. 1 R16.10.31
3	松阪市嬉野中原特定猟 具使用禁止区域 (銃) 731 ha	松阪市嬉野津屋城町地内、県道白山小津線と近鉄山田線との交点を起点として、同所から同県道を西に進み市道権現前駅前線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み J R 名松線権現前駅に至り、同所から市道嬉野算所線を南に進み市道上算所東 5 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道上算所東 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道上算所東 2 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み旧嬉野町と旧松阪市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み黒塚池を経て市道伊勢寺小野上野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道算所下之庄線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道白山小津線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道嬉野美杉線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道一志嬉野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道一志島田北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道松阪一志線との交点に至り、同所から同県道を北に進み J R 名松線との交点に至り、同所から同鉄道路線を北西に進み松阪市と津市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み近鉄大阪線との交点に至り、同所から同鉄道路線を南東に進み伊勢中川駅を経て近鉄山田線を南東に進み起点に至る一円の区域	R6.11. 1 R16.10.31
4	鈴鹿市東部特定猟具使 用禁止区域 (銃) 1,204 ha	鈴鹿市南玉垣町地内、国道 23 号線と県道千代崎港線との交点(南玉垣南交差点)を起点として、同所から同県道を北東に進み千代崎中学校南交差点に至り、同所から同県道を南東に進み田古知橋北詰に至り、同所から田古知川左岸を東へ進み市道岸岡 186 号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み市道玉垣若松線との交点に至り、同所から同市道を北西へ進み市道岸岡 183 号線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み 13 号河川との交点に至り、同所から同河川を北西へ進み市道玉垣若松線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道玉垣若松線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道土師 108 号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み市道土師 111 号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道土師 113 号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み市道土師 118 号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道土師 120 号線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み市道若松玉垣線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み県道四日市鈴鹿橋線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み金沢川右岸(千代崎橋南詰)に至り、同所から同河川右岸を南東に進み同河川右岸河口に至り、同所から海上を南東へ 500m 進んだ点に至り、同所から汀線より海上 500m 線界を南西に進み中の川左岸河口から海上を東に 500m 進んだ点に至り、同所から海上を西に進み同市磯山町地内、同河川左岸河口に至り、同所から同河川左岸を北西に進み国道 23 号線との交点(中の川橋北東詰)に至り、同所から同国道を北東に進み、市道磯山三丁目 171 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み主要地方道鈴鹿環状線との交点に至り、同所から同県道を北西へ進み市道風呂之下大下線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み堀切川右岸に至り、同所から東に進み一本松橋南詰に至り、同所から同橋を北東に進み市道寺家 432 号線との交点(一本松橋北詰)に至り、同所から同市道を東へ進み国道 23 号線との交点(堀切橋北詰)に至り、同所から同国道を北東へ進み起点に至る一円の区域	H26.11. 1 R16.10.31

5	四日市市松本・川島特定 猟具使用禁止区域（銃） 490 ha	四日市市大井手町地内、国道 477 号線と県道四日市鈴鹿環状線との交点（新尾平橋南詰交差点）を起点として、同県道を東に進み市道常磐四郷線との交点（大井手二丁目交差点）に至り、同所から同市道を南に進み市道川島松本線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道四日市鈴鹿環状線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道松本貝家線との交点（古郷交差点）に至り、同所から同市道を南西に進み県道川島貝家線との交点（狭間交差点）に至り、同所から同県道を北西に進み市道川島 49 号線との交点（新川島橋北詰交差点）に至り、同所から同市道を西に進み市道川島 64 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進みかわしま園住宅団地の南西端に至り、同所から同団地西端の小道を北に進みため池に至り、同所から市道川島 71 号線に向かって北に進み同市道との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道川島貝家線との交点に至り、同所から同県道を北に進み国道 477 号線との交点（かわしま園大橋北詰交差点）に至り、同所から同国道を東に進み市道赤堀小生線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道小生町川島線との交点に至り、同所から同市道を北に進み国道 477 号線との交点に至り、同所から同国道を東に進み、起点に至る一円の区域	H26. 11. 1 R16. 10. 31
6	多度町香取特定猟具使用 禁止区域（銃） 83 ha	桑名市多度町香取地内香取橋東詰を起点として、同所より多度川左岸堤防道路を南東に進み、同川と肱江川が合流する地点よりさらに同堤防道路を東に進み、同町上之郷地内にて同堤防道路と多度川及び 肱江川上を横断する有線放送線下との交点に至り、同所より同有線放送線下に沿って南に同川を横断し、同有線放送線下と肱江川右岸堤防道路との交点に至り、同所より同堤防道路を西に進み、中須橋南東詰に至り、同所より同橋を渡り、同橋と市道肱江中須崎との交点（中須橋北西詰）に至り、同所より同市道を南西に進み、同町肱江地内で同市道と国道 258 号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み、同町香取地内で同国道と同市道多度津島線との交点に至り、同所より同市道を東に進み、起点に至る一円の区域	H26. 11. 1 R16. 10. 31
7	四日市市大門池特定猟 具使用禁止区域（銃） 47 ha	四日市市水沢町地内雲母橋北詰を起点とし、市道楓谷湯の山線を北東に進み、三重郡菰野町との境界尾根（山道）に至る。同所から同山道を北東に進み、同市同町大谷地内にて、同市道谷東沖線との交点に至る。同所から同市道を南東に進み同地内にて鎌谷川に架かる木橋との交点に至る。同所から同川の左岸を上流に進み、起点に至る一円の区域	H26. 11. 1 R16. 10. 31
8	菰野町菰野特定猟具使用 禁止区域（銃） 465 ha	三重郡菰野町菰野地内、三滝川に架かる神明橋右岸橋詰を起点とし、同川右岸に沿って北東に進み、同町菰野地内にて同町道藩内潤田線との交点に至る。同所から同町道を北に進み、同町潤田地内にて、同町道三滝北線との交点に至る。同所から同町道三滝北線を南東に進み、同地内にて同町道吉沢潤田線との交点に至る。同所から同町道吉沢潤田線を南東に進み、同町吉沢地内にて、県道四日市菰野大安線との交点に至る。同所から同県道を南東に進み、同地内にて同町道吉沢黒田線との交点に至る。同所から同町道吉沢黒田線を南東に進み、四日市市黒田町地内にて、同町道神森黒田線との交点（黒田橋）に至る。同所から同町道神森黒田線を南西に進み、同町宿野地内にて、近畿日本鉄道湯の山線桜 7 号踏切に至る。同所から同線を北西に進み、同鉄道湯の山温泉駅に至る。同所前から県道四日市土山線を西に進み、起点に至る一円の区域	H26. 11. 1 R16. 10. 31
9	大台町奥伊勢湖特定猟 具使用禁止区域（銃） 140 ha	多気郡大台町佐原地内、国道 42 号線と県道大宮宮川線の交点を起点とし、同所から同県道を西に進み、同町藺地内にて町道新大杉谷線との交点に至る。同所から同町道を西に進み熊瀬橋に至る。同所から同橋を北に渡り県道大台宮川線の交点に至る。同所から同県道を東に進み町道大台宮川線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道大台宮川線との交点に至り、同所から同県道を東に進み同町佐原地内にて国道 42 号線の交点に至り、同所から同国道を南へ進み起点に至る一円の区域	H26. 11. 1 R16. 10. 31
10	津市大里特定猟具使用 禁止区域（銃） 102 ha	津市大里窪田町地内、大里窪田睦合町線と県道草生窪田津線との交点を起点として、県道草生窪田津線を西に進み、県道草生窪田津線と主要地方道津関線との交点に至り、交点をさらに西に進み、津市安濃町内多内にて、伊勢自動車道との交点に至り、同交点から同自動車道を北西に進み、安濃サービスエリア付近で津市みかん観光道路との交点に至り、同交点から同観光道路を南東に進み、自動車駐車場に至り、同駐車場からみかん園作業道を東に進み、津市大里睦合町地内にて、主要地方道津関線と大里睦合山室町線との交点を北東に進み、同町地内の大里睦合山室町線と大里窪田睦合町線の交点に至り、同交点から大里窪田睦合町線を南東に進み起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R16. 10. 31
11	名張市特定猟具使用禁 止区域（銃） 1,425 ha	名張市西原町地内、国道 368 号線と県道上野名張線との交点を起点として、同交点から同県道を北東に進み、同市新田地内にて近畿日本鉄道大阪線の踏切に至り、同踏切から同鉄道に沿って北東に進み、上野市と名張市との境界に至り、	

		<p>同境界を東に進み、県道上野名張線との交点に至り、同交点から同県道を西に進み、同市新田地内にて、県道滝之原美旗停車場線との交点に至り、同交点から県道滝之原美旗停車場線を南東に進み、同市下小波田地内にて、小波田川右岸に至り、同川の右岸を西に進み、同市中村地内にて、名張市道新田蔵持線との交点に至り、同交点から同市道を南に進み、国道 165 号線に至り、同国道を西に進み、市道桔梗が丘中央線の交点に至り、同市道を南に進み、市道桔梗が丘 5 の 105 号線の交点に至り同市道を進み、市道ヨキ峠線の交点に至り、同市道を北に進み、私道名張観光株式会社道に接続し、同私道を東に進み、同市上小波田地内にて同市上小波田と同市滝之原との境界尾根を南に進み、同市比奈知地内にて、同市道山田線終点に至り、同終点から同市道を西に進み、市道神谷線及び市道松尾 1 号線を経由して、同市比奈知字青上地内にて、県道名張青山線との交点（名張川右岸堤防）に至り、同交点から同川の右岸を下流に進み、同川に架かる大屋戸橋にて県道上野名張線との交点に至り、同交点から同県道を東に進み、市道里田小波田線との交点に至り、同交点から同市道を東に進み、市道平尾蔵持停車場線との交点に至り、同交点から同市道を南に進み、同市蔵持町字芝出地内にて市道芝出中央線を東に進み、市道名張桔梗が丘線の交点に至り、同市道を北東に進み、市道赤坂夏秋橋線との交点に至り同市道を南東に進み、国道 165 号線との交点に至り、同交点から同国道を北に進み、同市蔵持町字芝出地内にて県道蔵持霧生線との交点に至り、同交点から同県道を北西に進み、同市蔵持町里地内にて、県道上野名張線との交点に至り、同交点から同県道を北に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>H26. 11. 1 R16. 10. 31</p>
12	<p>津市久居南部特定猟具使用禁止区域（銃） 308 ha</p>	<p>津市久居新町地内、県道上浜高茶屋久居線と主要地方道松阪久居線との交点を起点として、同所より同主要地方道を南に進み、同市久居元町地内にて雲出井用水路との交点に至り、同所より同用水路を西に進み、同市戸木町羽野地内にて雲出井頭首工に至り、同所より雲出川の左岸を西に進み、同川に架かる中川原橋北詰に至り、同所より県道一志出家線を北に進み国道 165 号線との交点に至り、同所より同国道を東に進み市道中町 16 号線との交点に至り、同所より同市道を東に進み主要地方道松阪久居線との交点に至り、同所より同主要地方道を東に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>R1. 11. 1 R11. 10. 31</p>
13	<p>四日市市桜・坊主尾特定猟具使用禁止区域（銃） 145 ha</p>	<p>四日市市桜町坊主尾地内、矢合川右岸と上湯ノ堰との交点を起点として、同所より通称新坊増道を西に進み市道桜町西 48 号線との交点に至り、同所より同市道を南西に進み高岡山中を経て、四日市市水道局高岡配水池の北東端に至り、同所より同配水池東側農道に至り、同所より同農道を南西に進み県道茶屋町湯の山停車場線との交点に至り、同所より同県道を北西に進み鈴鹿山麓リサーチパークの南西端に至り、同所より同パーク西側の道路を北に進み同パークの北西端に至り、同所より同パーク北側の道路を東に進み同パークの北東端に至り、同所より同パーク東側の道路を南に進み矢合川の上流点に至り、同所より同川右岸を東に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>R2. 11. 1 R22. 10. 31</p>
14	<p>四日市市高花平特定猟具使用禁止区域（銃） 271 ha</p>	<p>四日市市八王子町地内天白川に架かる八王子橋北詰を起点として、同所より県道四日市鈴鹿環状線を南へ進み県道四日市菰野大安線（通称ミルクロード）との交点に至り、同所より同県道を西に進み市道波木小林町線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み県道小林鹿間線との交点に至り、同所より同県道を北に進み県道宮妻峽線との交点に至り、同所より同県道を西に進み同市小林町地内で市道山田町内山線との交点に至り、同所より同市道を北に進み同市内山町地内で市道内山 2 号線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み、同市八王子町地内で市道八王子 17 号線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>R2. 11. 1 R22. 10. 31</p>
15	<p>鈴鹿市石薬師・自由ヶ丘特定猟具使用禁止区域（銃） 80 ha</p>	<p>鈴鹿市石薬師町地内、国道 1 号線と県道鈴鹿宮妻峽線との交点を起点として、同所より同県道を北西に進み中部電力高圧送電線南勢北勢線下との交点に至り、同所より同高圧送電線下に沿って北東に進み市道木田大久保線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み国道 1 号線との交点に至り、同所より同国道を南西に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>R2. 11. 1 R22. 10. 31</p>
16	<p>亀山市能褒野・鈴鹿市広瀬特定猟具使用禁止区域（銃） 356 ha</p>	<p>亀山市能褒野地内、御幣川に架かる金瀬橋東詰を起点として、同所より市道徳原能褒野線を東に進み、市道徳原 30 号線との交点に至り、同所より市道徳原能褒野線を北に進み、市道能褒野 2 号線との交点に至り、同所より同市道を東に進み、市道能褒野西線との交点に至り、同所より同市道を北に進み、鈴鹿市東庄内町地内において市道南大野友ノ垣線との交点に至り、同所より同市道を東に進み、市道南大野西沢線との交点に至り、同所より同道路を東に進み、更に南に進み市道上歩田南野線との交点に至り、同所より同市道を南に進み市道若宮中土居線との交点に至り、同所より同市道を西に進み、更に南に進み、亀山市能褒野町地内において市道能褒野 14 号線との交点に至り、同所に隣接の用悪水路を南に進み安楽川との合流点に至り、同所より同川左岸を西（上流）に進</p>	<p>R2. 11. 1 R22. 10. 31</p>

		み安楽川に架かる能褒野橋北詰に至り、同所より同川左岸を西（上流）に進み安楽川と御幣川との合流点に至り、同所より御幣川左岸を北（上流）に進み起点に至る一円の区域	
17	津市高野尾・豊が丘特定 猟具使用禁止区域（銃） 243 ha	津市高野尾町地内の志登茂川里中橋を起点とし同所より同河川左岸堤防を上流に進み、同河川堤防と豊里ネオポリスからの幹線進入路市道高野尾豊が丘第84号線との交点に至り、同所より同市道を北に約500m進み、大谷池南端に至り、同所より市道高野尾町北第6号線を同池東端に沿って北に約400m進み、大谷池北端へ至り、同所より豊里ネオポリス西大谷池調整池の南西角に至り、三重大学生物資源学部方向へ約85m至り、北西方向へ約280m至り、その点より北東方向へ約110m進み、豊が丘五丁目32番3号南西地先へ至り、その点より北東方向へ進み、豊が丘五丁目32番1号北西地先へ至り、同所より市道高野尾豊ヶ丘第137号線まで進み、同市道沿いを東へ進み、豊が丘五丁目30番12号北西地先へ至り、北東方向へ進み、豊が丘五丁目29番14号北西地先へ至り、その点より東へ市道高野尾豊が丘第125号線を東へ進み、豊が丘五丁目11番3号南西地先に至り、北方向へ進み、豊が丘五丁目11番3号北西地先に至り、東へ進み、豊が丘五丁目11番1号北東地先へ至り、同所より南東に進み、津市と亀山市との交点に至り、同所より津市と亀山市との境界線を東に進み、同境界線と亀山市道下庄線との交点に至り、その点より西へ進み、県道亀山安濃線との交点に至り、同県道沿いを南に進み、高野尾町4668番北西地先に至り、同所より東へ進み、同町4575番北東地先に至り、同所より南へ約600m進み、志登茂川里中橋東約80mのT字路に至り、その点より西へ約80m進み、起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
18	津市小舟・殿村特定猟具 使用禁止区域（銃） 115 ha	津市大字分部地内、市道殿村分部第2号線と市道櫛形小学校線との交点を起点として、同所から市道殿村分部第2号線を南東に進み伊勢自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南に進み国道163号線との交点に至り、同所から同国道を西に進み市道殿村8号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道産品殿村1号線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み市道産品3号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道分部片田志袋町第2号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道分部第15号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道櫛形小学校線との交点に至り、同所から市道櫛形小学校線を北東に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
19	三重県農業研究所特定 猟具使用禁止区域（銃） 28 ha	松阪市嬉野川北町530番地、三重県農業研究所の区域	R5. 11. 1 R25. 10. 31
20	鈴鹿市高岡特定猟具使用 禁止区域（銃） 70 ha	鈴鹿市高岡町地内、県道四日市鈴鹿線と市道高岡台二丁目474号線との交点を起点として、同所から同市道を南に進み市道高岡一丁目477号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みJR関西本線との交点に至り、同所から同鉄道を西に進み同市高岡台5丁目と高岡町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み高岡台4丁目との境界線との交点に至り、同所から高岡台4丁目と高岡町の境界線を北に進み同市国分町との境界線との交点に至り、同所から高岡台4丁目と国分町の境界線を北東に進み四日市市と鈴鹿市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み市道高岡台二丁目自歩道467号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一円の区域	R7. 11. 1 R17. 10. 31
21	四日市市県特定猟具使用 禁止区域（銃） 965 ha	四日市市西坂部町地内、国道365号線と県道田光四日市線との交点を起点として、同県道を西に進み御館町地内にて市道西坂部高角線との交点に至り、同所より同市道を南西に進み、途中市道寺方7号線となり、さらに南西に進み三重県立四日市中央工業高等学校東側にて市道寺方1号線との交点に至り、同所より同市道を北に進み市道菅原4号線との交点に至り、同所より同市道を南西に進み菅原町地内で市道平尾高角線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み市道江村22号線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み県道平尾茶屋町線との交点に至り、同所より同県道を南西に進み県橋南西詰に至り、同所より三滝川右岸を北西（上流）に進み黒田橋南西詰に至り、同所より市道黒田10号線を北東に進み市道黒田平尾線との交点に至り、同所より同市道を東に進み県道上海老高角線との交点に至り、同所より同県道を北東に進み赤水町、上海老町を経て上海老町大沢地内で県道平津菰野線との交点に至り、同所より同県道を東に進み国道365号線との交点に至り、同所より同国道を北西に進み市道小牧上海老線との交点に至り、同所より同市道を北に進み国道365号線との交点に至り、同所より同国道を北東に進み三岐鉄道との交点に至り、同所より同鉄道沿線を南東に進み県道平津菰野線との交点に至り、同所より同県道を南西に進み市道山城下海老線に至り、同所より同市道を南西に進み国道365号線との交点に至り、同所より同国道を南東に進み起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R10. 10. 31

22	桑名市東部特定猟具使用禁止区域（銃） 550 ha	桑名市橋見町二丁目国道 1 号線伊勢大橋西詰を起点とし、揖斐川右岸（県道福島城南線から市道末広赤須賀線）を下流に向かって南東に進み国道 23 号線揖斐長良大橋西詰との交点に至り、同所から同国道を南西に進み町屋大橋北詰市道町屋川堤防線との交点に至り、同所から同市道を北西（員弁川左岸）に進み、国道 1 号線町屋橋北詰との交点に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る一円の区域	H20. 11. 1 R10. 10. 31
23	鈴鹿市御座ヶ池特定猟具使用禁止（銃） 4 ha	鈴鹿市寺家町伏拝 982 番地御座ヶ池一円	H30. 11. 1 R10. 10. 31
24	津市河芸町千里ヶ丘特定猟具使用禁止区域（銃） 151 ha	津市河芸町東千里地内、市道東千里・千里ヶ丘線と県道上野鈴鹿線との交点を起点とし、同県道を南に進み同県道と通称ひばり歩道との交点に至り、同所から千里ヶ丘団地の斜面下農道を西に進み伊勢鉄道線に至り、同所から同鉄道線を南に進み県道三行上野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道杜の街中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み杜の街開発道路との交点に至り、同所から同開発道路を東に進み市道久知野千里ヶ丘線との交点に至り、同所から同市道を北に進み鈴鹿市道里中西高山線との交点に至り、同所から同鈴鹿市道を東に進み津市道千里ヶ丘中瀬古停車場線との交点に至り、同所から同津市道を北に進み津市と鈴鹿市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み、のちに北に進み県道上野鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る一円の区域	H19. 11. 1 R9. 10. 31
25	伊賀市神戸特定猟具使用禁止区域（銃） 94 ha	伊賀市上神戸地内、きじが台西入口を起点として、同所から畦畔沿いの農道を北東に進み同農道の終点に至り、同所から北東方向にある人家西側を見通し山裾に至り、同所から山裾を北東に進み団地外周道路に至り、同所から同道路を南東に進み市道穴虫大谷線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道花之木古山神戸線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道我山美旗線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道棚田きじが台線との交点に至り、同所から南に進み名張市との境界に至り、同所から同境界を西に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31
26	川越町周辺特定猟具使用禁止区域（銃） 1, 507 ha	桑名市東金井地内、JR 関西線と市道桑部東金井堤線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み国道 1 号線との交点（町屋橋南詰）に至り、同所から同国道を北に進み市道町屋川堤線との交点（町屋橋北詰）に至り、同所から同市道を南東に進み国道 23 号線との交点（町屋大橋北詰）に至り、同所から同国道を南に進み三重郡川越町当新田地内にて、町道員弁川右岸川越海岸線との交点（町屋大橋南詰）に至り、同所から同町道を南東に進みさらに海岸線に沿って南に進み、中部電力川越火力発電所南端を経て高松海岸沿岸南東詰に至り、同所から同海岸線を西に進み同海岸南西詰にて堤防道路に至り、同所から同堤防道路を北に進み町道高松 32 号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道朝明右岸川越海岸線との交点に至り、同所から同町道を西に進み国道 23 号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み四日市市東富田町地内にて、市道富田 1 号線との交点（三重造船前交差点）に至り、同所から同市道を北西に進み JR 関西線との交点（東富田踏切）に至り、同所から同線路沿いに北に進み、起点に至る一円の区域	H26. 11. 1 R16. 10. 31
27	松阪市特定猟具使用禁止区域（銃） 108 ha	松阪市本町地内、坂内川右岸堤防と JR 紀勢本線との交点を起点として、同所から坂内川右岸堤防を上流に進み、県道松阪環状線との交点に至り、同所から同県道を南に進み、市道殿町大黒田新田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道花岡黒田線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、大黒田町と黒田町との字界に至り、同所から同字界を北東に進み、市道小人町大黒田線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道外五曲下村線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、新町と白粉町との字界に至り、同所から同字界を北東に進み新町と日野町と白粉町との字界に至り、同所から日野町と白粉町との字界を南東に進み、日野町と湊町との字界に至り、同所から同字界を北東に進み、市道油屋町 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道塚本春日線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、市道駅前 3 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、JR 松阪駅敷地に至り、同所から同敷地との境界を北西に進み、JR 紀勢本線との交点に至り、同所から同鉄道を北西に進み、起点に至る一円の区域で松阪市殿町、魚町、本町、中町、日野町、新座町、黒田町、大黒田町西林の全域とする	H21. 11. 1 R11. 10. 31
28	松阪市桜町特定猟具使用禁止区域（銃） 22 ha	松阪市桜町地内、市道松阪公園桜町線と市道内五曲貝鍋線との交点を起点として、市道松阪公園桜町線を南西に進み、市道桜町南井村線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道桜町 2 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道桜町 18 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、	H21. 11. 1 R11. 10. 31

		桜町と大足町との字界に至り、同所から同字界を北西に進み、桜町と大黒田町との字界に至り、同所から同字界を北西に進み、起点に至る一円の区域で松阪市桜町全域とする	
29	松阪市日丘町特定猟具使用禁止区域（銃） 38 ha	松阪市日丘町地内の県道松阪壱野線と日丘町・藤之木町との境界の交点を起点とし、同所から南西に同境界を進み、途中八重田ポンプ場を経て、同境界と藤之木町地内の八重原池左岸に至り、同所から東に同左岸を進み、八重原池堤の北詰に至り、同所から堤を下り市道伊勢寺藤之木線との交点に至り、同所から南へ同市道を進み、同市道と日丘町・藤之木町との境界との交点に至り、同所から西へ同境界を進み、再度市道伊勢寺藤之木線との交点に至り、同所から同市道を北に進み、馬立地（通称八重田池）堤防道路との交点に至り、同所から同堤防道路を北東に進み、日丘町・八重田町との境界の交点に至り、同所から同境界を北東に進み、途中県道松阪壱野線との交点を、さらに同境界を進み、起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
30	松阪市北東部特定猟具使用禁止区域（銃） 948 ha	松阪市曾原町地内、碧川右岸河口の津・松阪港海岸天白地区海岸堤防北端を起点として、同堤防を南西に進み三渡川左岸堤防に至り、同所から三渡川堤防を西に進み市道小津星合線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道曾原 44 号線との交点に至り、同所から市道曾原 44 号線を西に進み農道 304 号線との交点に至り、同所から同農道を北に進み農道 302 号線との交点に至り、同所から農道 302 号線を西に進み県道津香良洲線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道曾原 39 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道 23 号線との交点に至り、同所から同国道を北に進み市道星合舞出線との交点に至り、同所から同市道を西に進み松阪市舞出町と松阪市壱野川原木造町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み松阪市と津市との境界線（雲出川）との交点に至り、同所から同境界を東（下流）に進み雲出川と雲出古川との分岐点に至り、同所から雲出川古川（津市香良洲町と津市雲出伊倉津町との境界線）を下流（北東）に進み県道香良洲公園島貫線との交点（香良洲橋）に至り、同所から同県道を南東に進み津市道馬場川口堤塘線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み津市道宮新田 6 号線との交点に至り、同所から津市道宮新田 6 号線を東に進み同市道終点に至り、同所から東に進み津・松阪港海岸香良洲海岸南端部に至り、同所から津・松阪港海岸鵜地区海岸干潮汀線北端に向かって南進し同所に至り、同所から同汀線を南のち西に進み津・松阪港海岸鵜地区海岸南西端に至り、同所から起点に向かって南に進み起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R13. 10. 31
31	伊賀市阿保桐ヶ丘特定猟具使用禁止区域（銃） 217 ha	伊賀市阿保地内、市道阿保種生線と市道阿保青山線との交点を起点として、同所から市道阿保青山線を北東に進み市道別府小学校前線との交点に至り、同所から同市道を北に進みクリーンセンター門へ右折しその農道を道なりに進み、再度、別府小学校前線に至る。同所から桐ヶ丘団地の北側境界（造成地と山林等の境）を東に進み、松尾団地裏を経て市道阿保青山線との交点に至る。同所から同市道を南へ進み市道阿保老川線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道松阪青山線に至り、同所から同県道を北西へ進み、市道阿保種生線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る一円の区域	R2. 11. 1 R12. 10. 31
32	津市須ヶ瀬特定猟具使用禁止区域（銃） 85 ha	県道久居・美杉線と旧一志町との境界線の交点を起点とし、同所から同県道を北東へ進み、内堤防との交点に至り、同所から同内堤防を南東へ進み、堤防との交点に至り、同所から同堤防を東へ進み、県道松阪・久居線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み、県道三雲・久居線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み、近鉄名古屋線との交点に至り、同所から同鉄道を南へ進み、旧一志町との境界線の交点に至り、同所から同境界線を西へ約 500m 進み、農道との交点に至り、同所から同農道を北西へ約 900m 進み、市道須ヶ瀬 2 号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み、市道須ヶ瀬 10 号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、市道須ヶ瀬・里中 7 号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み、市道須ヶ瀬・里中 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、市道須ヶ瀬・志本里線との交点に至り、同所から同市道を西へ約 400m 進み、農道との交点に至り、同所から同農道を北へ約 100m 進み、市道須ヶ瀬 1 号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み、須ヶ瀬小橋の南橋詰めに至り、同所から同橋を北へ進み、農道との交点に至り、同所から同農道を西へ約 300m 進み、旧一志町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ約 400m 進み、雲出川の中堤防に至り、同所から中堤防を北西に約 600m 進み、さらに南西に約 100m 進み、雲出川の外堤防に至り、同所から北西に約 200m 進み、起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R19. 10. 31
33	津市神戸・大釜池特定猟具使用禁止区域（銃） 656 ha	津市大字野田地内、県道家所阿漕停車場線とおごえ川との交点（おごえ橋）を起点とし、同所から同県道を東へ進み県道津久居線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み、市道元町孝行井戸線との交点に至り、同所から西に進みさ	R3. 11. 1 R13. 10. 31

		らに、市道風早明神線を西へ進み、伊勢自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北へ進みおごえ川上流との交点に至り、同所から同河川に沿って下流に進み起点に至る一円の区域	
34	津市芸濃町石山観音特定猟具使用禁止区域（銃） 5 ha	津市芸濃町楠原字石山 2307-2、2308-1、2309 及び 2314-1 番地の石山観音公園区域	H24.11. 1 R14.10.31
35	伊賀市壬生野三ツ池特定猟具使用禁止区域（銃） 598 ha	伊賀市山畑地内子守橋南詰を起点とし、同所から一級河川滝川左岸を北西に進み、川東地内で法仏橋南詰に至り、同所から市道井戸川法仏線を南西に進み、市道西ヶ崎千石谷線の延長線との交点に至り、同所から伊賀市川東と炊村との境界線を西に進み、伊賀市川東と炊村、西之澤との境界線に至り、同所から伊賀市西之澤と炊村の境界線を南西に進み、伊賀市西之澤と炊村、千戸との境界線に至り、同所から西之澤と千戸との境界線を南及び西に進み、西之澤と千歳との境界線との交点及び西之澤と佐那具町との交点を経て更に北に進み、名阪国道との交点に至り、同所から同国道を北東に進み、一級河川滝川右岸に至り、同所から同川右岸を南東に進み、滝川橋東詰に至り、同所から県道川東佐那具線を東に進み、県道伊賀青山線との交点に至り、同所から同県道を東に進み、市道春日参道線の起点に至り、同所から同市道を東に進み、市道春日山線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、県道伊賀大山田線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る一円の区域	R4.11. 1 R14.10.31
36	志摩市磯部町坂崎特定猟具使用禁止区域（銃） 21 ha	志摩市磯部町坂崎地内、県道鳥羽阿児線（パールロード）と市道三ヶ所坂崎線との交点を起点として、同町道を西に進み日出川との交点に至り、同所から同河川を北（下流）に進み海岸線に至り、同所から同海岸線を北東に進み志摩スペイン村との境界に至り、同所から同境界を南東に進み、県道鳥羽阿児線（パールロード）との交点に至り、同所から同県道を南に進み、起点に至る一円の区域	H29.11. 1 R9.10.31
37	志摩市阿児・磯部特定猟具使用禁止区域（銃） 234 ha	志摩市阿児町鶴方字鶴方道地内、県道安乗港線と県道鳥羽阿児線（パールロード）との交点を起点として、県道鳥羽阿児線を北に進み県道磯部大王線との交点に至り、同所から県道磯部大王線を南東に進み市道開拓 3 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道安乗港線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る一円の区域	H29.11. 1 R9.10.31
38	名阪亀山関工業団地特定猟具使用禁止区域（銃） 7 ha	亀山市関町会下字山神谷地内、市道名阪工業団地 4 号線と市道名阪工業団地 6 号線との交点を起点として、同所から市道名阪工業団地 6 号線を北西に進み、名阪亀山関工業団地と民有地との境界に至り、同所から境界を北西に進み、市道名阪工業団地 3 号線との交点に至り、同所から市道名阪工業団地 3 号線を東に進み、市道名阪工業団地 4 号線の交点に至り、同所から市道名阪工業団地 4 号線を南に進み、起点に至る一円の区域	H26.11. 1 R16.10.31
39	明和町伊勢市玉城町大仏山特定猟具使用禁止区域（銃） 375 ha	伊勢市小俣町相合地内、県道伊勢小俣松阪線と相合川の交点（相合橋南詰）を起点とし、同所から同河川右岸堤防を西に進んで県道鳥羽松阪線との交点に至り、同所から同県道を北西に進んで明和町大字蓑村地内で町道明星中 1 号線との交点に足り、同所から同町道を東に進んで宮川用水管理道路に至り、同所から同管理道路を北東に進んで町道妻ヶ広 1 号線に至り、同所から同町道を北東に進んで町道明星 40 号線との交点に至り、同所から町道明星 40 号線を東に進んで町道明星 41 号線との交点に至り、同所から町道明星 41 号線を北に進んで町道妻ヶ広明星線に至り、同所から町道妻ヶ広明星線を北に進んで県道伊勢小俣松阪線との交点に至り、同所から同県道を南東に進んで起点に至る一円の区域	R4.11. 1 R14.10.31
40	伊賀市大野木西光寺池特定猟具使用禁止区域（銃） 3 ha	伊賀市大野木地内、西光寺池水面一円区域	H26.11. 1 R16.10.31
41	津市河芸町上野地区特定猟具使用禁止区域（銃） 113 ha	津市河芸町上野地内、市道中瀬上野線と市道上野赤郷線の交点を起点として、市道中瀬上野線を南西に進み国道 23 号線と国道 306 号線との交点に至り、同所から国道 306 号線を西に進み伊勢鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を北に進み 2 級河川田中川右岸堤との交点に至り、同所から同右岸堤に沿って東に進み市道新上野浜田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道上野垣内線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道上野鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道中瀬上野線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る一円の区域	H19.11. 1 R9.10.31
42	伊賀市上野センターラウンド特定猟具使用禁止区域（銃）	伊賀市山出地内、みかずみ池の東端を起点として、同所と山出地内の田中大池の東端を結ぶ直線上を南に進み同池の東端に至り、同所から同池の南縁に沿って西に進み同池の西端に至り、同所から山出地内の田中新池の西端を結ぶ直線	H27.11. 1 R17.10.31

	18 ha	上を北に進み同池の西端に至り、同所からみかずみ池の西端を結ぶ直線上を北東に進み同池の西端に至り、同所から同池の北縁に沿って東に進み起点に至る一円の区域	
43	名張市桔梗ヶ丘西特定 猟具使用禁止区域（銃） 52 ha	名張市桔梗ヶ丘地内県道上野名張線と国道 368 号線の高架との交点を起点として、同国道を北西に進み、桔梗ヶ丘西 6 番町とさつき台 2 番町の境界点に至り、同所から西に桔梗ヶ丘西地区北端に沿って進み、県道上野名張線に至り、同所から同県道を南に進み、起点に至る一円の区域	H27. 11. 1 R17. 10. 31
44	紀宝町相野谷川特定猟 具使用禁止区域（銃） 193 ha	南牟婁郡紀宝町鮎田字市ヶ鼻地内県道紀宝川瀬線と県道小船紀宝線交点を起点とし、同所から県道紀宝川瀬線を北に進み、紀宝町大里字松岡地内県道鶴殿熊野線の交点に至り、同所から同道を南に進み、大里字前田地内で町道相野口永田線との交点に至り、更に同道を南に進み、鶴殿字相野口地内で町道相野口永田支線に至り、さらに同道を南に進み、紀宝町鮎田字相野口県道紀宝川瀬線との交点に至り、同所から同道を西に進み起点に至る一円の区域	H27. 11. 1 R17. 10. 31
45	紀北町相賀中村特定猟 具使用禁止区域（銃） 62 ha	県道南浦海山線の紀北町相賀と同町便ノ山との境界から南に進み、二級河川銚子川に接する地点に至り、同所より左岸を下流に進み、県道南浦海山線との接点に至り、同県道を南西へ進み、起点に至る一円の区域	H28. 11. 1 R18. 10. 31
46	中勢特定猟具使用禁止 区域（銃） 6,984 ha	津市と鈴鹿市の境界にある国道 23 号線中ノ川橋を起点とし、同境界を東に進み中ノ川の河口に至り、同河口から海上を東に 500m 進み、同所から海上を南に堤防上東端（以下堤防という）からの距離を 500m に保ちつつ、南に約 15km 進み、津市雲出鋼管町（雲出川左岸浄化センター）の海岸堤防北端からの北の沖合 500m の地点を東に進み、同地点から海上をさらに雲出鋼管町の周囲を海岸堤防から海上 500m の距離を保ちつつ南東に海上を進み、同海岸堤防と雲出古川左岸堤防道路との接続点から海上を東に 500m 進んだ所に至り、同所から海上を西に進み雲出古川左岸堤防道路との接続点に至り、同所から同堤防道路を南西に進み、県道香良洲公園島貫線との交点（香良洲橋西詰）に至り、同所から香良洲橋を南東に進み、香良洲橋上の旧香良洲町との境界線の交点に至り、同所から同境界線を南西に進み、松阪市との境界線の交点に至り、同所から同境界線を西に進み、旧久居市との境界線の交点に至り、同所から同境界線を北に進み、JR 東海紀勢本線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み、市道高茶屋小森山第 14 号線の交点に至り、同所から同市道を北に進み、市道高茶屋小森久居線の交点に至り、同所から同市道をさらに市道井戸山 19 号線を北西に進み、県道上浜高茶屋久居線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み、県道久居停車場線・津線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み、津市半田字青谷地内にて、市道半田垂水第 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、市道青谷半田線の交点さらに市道半田 35 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、津市半田地内にて、市道半田第 48 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、県道家所阿漕停車場線との交点に至り、同所から同県道を西に進み、市道新町神戸線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道丸ノ内神納線との交点に至り、同所から同市道をさらに市道南河路殿村線を西に進み、県道久居河芸線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み、市道広明町河辺町線との交点（風呂屋橋北詰）に至り、同所から同市道を西に進み、市道花の木台 1 号線との交点に至り、同所から北東に市道太田一身田線、夢ヶ丘団地 1 号線、一身田大古曽 12 号線、一身田大古曽 14 号線を進み、県道久居河芸線の交点に至り、同所から同県道を北東に進み、津市一身田大古曽地内の一身田小学校南前の JR 東海紀勢本線踏切に至り、同所から同鉄道を北に進み、津市大里窪田地内の県道草生窪田津線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、国道 23 号線との交点に至り、同所から同国道を北に進み、起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R19. 10. 31
47	志摩市磯部町穴川特定 猟具使用禁止区域（銃） 33 ha	志摩市磯部町穴川地内、県道磯部大王線と県道磯部大王自転車道線との交点を起点として、同所から同自転車道線を北西に進み養魚場堤防との交点に至り、同堤防を北東に進み途中北北西に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東に進み穴川殖産（株）養魚場に架かる橋との交点に至り、同所から同橋を南に進み県道磯部大王線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31

48	南伊勢町伊勢路川特定 猟具使用禁止区域（銃） 85 ha	度会郡南伊勢町伊勢路地内、国道 260 号線と同地内伊勢路川との交点に架かる伊勢路橋東詰を起点とし、同所から同河川左岸堤防を東（下流）に進み、同町内瀬地内内瀬川と同国道との交点に架かる内瀬橋に至り、同所から同国道に沿って南西に進み、のちに北東に進み、さらに東に進み、同国道と町道船越内瀬線との交点に至り、同所から南に進み同町内瀬字丸石地内南端より海上を南西に進み、同町内瀬字袖引と同字シホハカリシマとの境界線に至り、同所から海岸に沿って西に進み、のちに北西に向かって進み、同内瀬地内伊勢路川右岸堤防に至り、同所を同河川右岸堤防に沿って西（上流）に進み、同河川と押淵川との交点に至り、同所を押淵川右岸堤防に沿って南西（上流）に進み、同所から同河川と斎田川との交点に至り、同所を斎田川右岸堤防に沿って西（上流）に進み、同国道と同河川との交点に架かる斎田橋を渡り、同所から斎田川左岸に沿って東（下流）に進み、同河川と押淵川との交点に至り、同所を押淵川左岸堤防に沿って北東に進み、同河川と伊勢路川との交点に至り、同所から伊勢路川左岸堤防に沿って北西（上流）に進み同国道と同河川との交点に架かる伊勢路橋西詰に至り、同橋を渡り起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R19. 10. 31
49	志摩市浜島町管田・赤崎 特定猟具使用禁止区域 （銃） 49 ha	志摩市浜島町桧山路地内、浜島筏釣センター浅橋入口を起点として、同所から海岸線を南東に進み同市浜島町浜島字鴻住 1151 番地横の水路入口に至り、同所から同水路を北西（上流）に進み県道浜島阿児線に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
50	志摩市浜島町迫子崎特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域 （銃） 15 ha	志摩市浜島町塩屋地内、日の出棧橋入口を起点として、同所から県道浜島阿児線を東に進み迫子大橋西詰に至り、同所から海岸線を南西に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
51	伊賀市予野住田池特定 猟具使用禁止区域 （銃） 1 ha	伊賀市予野地内、住田池の水面一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
52	紀宝町北桧杖特定猟具 使用禁止区域（銃） 3 ha	紀宝町北桧杖地内、県道小船紀宝線と町道大西前 2 号線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み、町道荏司前線との交点に至り、同所から真南へ 50m 進んだ点に至り、同所から県道小船紀宝線の南 50m 線を西に進み、起点から真南 50m の点に至り、同所から北へ進み、起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R19. 10. 31
53	四日市市下野特定猟具 使用禁止区域（銃） 413 ha	四日市市北山町地内、県道四日市員弁線と四日市市と員弁郡東員町の境界線との交点を起点として、同所から同境界線を東に進み四日市市と東員町及び桑名市の境界線との交点に至り、同所から四日市市と桑名市の境界線を東に進み市道西大鐘 17 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大鐘 19 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道日永八郷線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道平津菰野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み三岐鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を北西に進み朝明川支流古城川との交点に至り、同所から同所と市道北山 27 号線の南詰を直線で結ぶ線を北に進み同市道南詰に至り、同所から同市道東側に接する水路（朝明新川）を北（上流）に進み四日市市と東員町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み、起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R10. 10. 31
54	いなべ市北勢町小原一 色特定猟具使用禁止区 域（銃） 26 ha	いなべ市北勢町小原一色字笹野地内、県道畑毛東貝野阿下喜線と市道十社第 115 号線の交点を起点として、同所から同県道を西に進み市道十社第 62 号線の交点に至り、同所から同市道を北東に進み高圧電線下に至り、同所から農地と林地の境界を北東に進み農地北端に至り、同所から作業路を北に 100m 進み西部西名古屋線第 6 号鉄塔に至り、同所から北に 250m 進みバス回転場所の南西端部に至り、同所から同回転場所と林地との境界を北に進み同回転場所の北端部に至り、同所から同回転場所と農地の境界を東に進み市道十社第 115 号線に至り、同所から同市道を南に進みさくら公園に至り、同所から同公園敷地と山林の境界を南西に進み同公園敷地南端部に至り、同所から農地と林地の境界を南に進み県道畑毛東貝野阿下喜線に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R10. 10. 31
55	東員町笹尾城山特定猟 具使用禁止区域（銃） 303 ha	員弁郡東員町大字鳥取字奥沢地内、国道 421 号線と砂谷川の交点を起点とし、同所から同河川を北に進み同町大字鳥取奥沢 1652-1 番地南側境界との交点に至り、同所から同境界を西に進み県道多度東員線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道鳥取 449 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み東員町と桑名市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み大字穴太と城山 2 丁目の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同町大字穴太と城山 3 丁目の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み町道穴太弁天山 2 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み東員町と桑	H30. 11. 1 R10. 10. 31

		<p>名市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進みのちに南に進み 県道桑名東員線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道 421 号線との 交点に至り、同所から同国道を西に進み農道山田 2 号線との交点に至り、同所 から同農道を北に進み同町大字山田字白草 3080-2 番地南側境界線との交点に 至り、同所から同境界線を西に進み同町大字山田字白草 3076-4 番地東側境界線 との交点に至り、同所から同境界線を北に進み田古田川との交点に至り、同所 から同河川を北に進み同町大字鳥取字菊若 1278・1287・1303 番地南側境界線と の交点に至り、同所から同境界を西に進み農道鳥取 2 号線に至り、同所から同 農道を西に進み国道 421 号線との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点 に至る一円の区域</p>	
56	<p>津市久居西部特定猟具 使用禁止区域（銃） 177 ha</p>	<p>県道亀山・白山線と市道稲葉養護学校線との交点を起点とし、同所から同市道 を北西に進み榊原温泉ゴルフ倶楽部所有地の東境界線との交点に至り、同所か ら同境界線を西に進みソヤ谷林道との交点に至り、同所から同林道を北のちに 北西に進み旧久居市と旧美里村の境界線上にある歩道との交点に至り、同所か ら同歩道を東に進み林道新開線との交点に至り、同所から同境界線を南東のち に東に進み中勢広域農道（グリーンロード）との交点に至り、同所から同広域 農道を南に進み県道亀山・白山線との交点に至り、同所から同県道を西に進み、 起点に至る一円の区域</p>	<p>H20. 11. 1 R10. 10. 31</p>
57	<p>明和町大淀特定猟具使 用禁止区域（銃） 190 ha</p>	<p>多気郡明和町大字大淀字二本松地内、国道 23 号線と県道大淀港斎明線の交点を 起点とし、同所から同国道を南東に進み、字四ツ枝地内で明和町と伊勢市の境 界との交点に至り、同所から同境界を南に進み、大字平尾字西見地内で町道平 尾 3 号線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を西に進み、途中、町道 平尾 3 号線に至り、同所から同町道をさらに西に進み、字大西垣外地内で県道 大淀港斎明線との交点に至り、同所から同県道を北に進み、字寺山地内で町道 明和工業団地線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、字野田地内で 町道東野 2 号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み、大字斎宮字東 野地内で町道相野・東野線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、大 字佐田字立山地内で町道大淀・役場・坂本線との交点に至り、同所から同町道 を南西に進み、字野塚地内で町道斎宮北 1 号線との交点に至り、同所から同町 道を北西に進み、字園山地内で町道上御糸南 1 号線との交点に至り、同所から 同町道を東に進み、町道養鶏センター・山大淀線との交点に至り、同所から同 町道を東に進み、大字馬之上字御厨野地内で町道上御糸東 4 号線との交点に至 り、同所から同町道を東に進み、町道馬之上 10 号線との交点に至り、同所から 同町道を北に進み、町道馬之上 11 号線との交点に至り、同所から同町道を南東 に進み、字東野地内で町道大淀・役場・坂本線との交点に至り、同所から同町道 を北東に進み、大字大淀字上山地内で県道大淀港斎明線との交点に至り、同所 から同県道を北東に進み、起点に至る一円の区域</p>	<p>H30. 11. 1 R10. 10. 31</p>
58	<p>明和町明星特定猟具使 用禁止区域（銃） 30 ha</p>	<p>多気郡明和町大字明星字上見地内、明和町と伊勢市の境界と町道柏町・明野線 の交点を起点とし、同所から同境界を南東に進み同町大字新茶屋字達摩地内で 町道柏町・明野線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み起点に至る一 円の区域</p>	<p>H30. 11. 1 R10. 10. 31</p>
59	<p>伊賀市猪田大池特定猟 具使用禁止区域（銃） 4 ha</p>	<p>伊賀市山出地内、猪田大池水面一円</p>	<p>H30. 11. 1 R10. 10. 31</p>
60	<p>明和町下御糸特定猟具 使用禁止区域（銃） 125 ha</p>	<p>多気郡明和町大字八木戸字西ノ口地内、県道大淀東黒部松阪線と町道明和中央 線との交点を起点とし、同所より同県道を西へ進み町道下御糸北 12 号線との交 点に至り、同所より同町道を北へ進み町道下御糸北 16 号線との接点に至り、同 所より同町道を北へ進み、さらに道に沿って北西に進み防波堤の東端から南西 に延びる延長線との交点に至り、同所より同延長上を北東に進み防波堤東端に 至り、同所より同所と、海岸線と町道明和中央線との交点とを結んだ海上線を 南東に進み、海岸線と町道との交点に至り、同所より同町道を南に進み起点 に至る一円の区域</p>	<p>R1. 11. 1 R11. 10. 31</p>
61	<p>伊勢市藤里町ふじが丘・ 藤里団地特定猟具使用 禁止区域（銃） 2 ha</p>	<p>伊勢市藤里町ふじが丘団地内、A調整池（5, 711 平方メートル）、B調整池（7, 055 平方メートル）、及び同町藤里団地内、第二三栄藤里団地調整池（658 平方メー トル）、第三藤里団地調整池（3, 303 平方メートル）のそれぞれの堤防を囲む一 円の区域</p>	<p>R1. 11. 1 R21. 10. 31</p>
62	<p>伊勢市有滝町・村松町特 定猟具使用禁止区域 （銃） 140 ha</p>	<p>伊勢市村松町地内、村松漁港亀池樋門南端にて主要地方道伊勢松阪線と市道村 松 14-7 号線との交点を起点として、同所から同市道を東へ進み市道村松 14-10 号線との交点に至り、同所から市道村松 14-10 号線を北に進み同市道の起点に 至り、同所から村松漁港管理道路を北に進み村松堤防西端に至り、同所から同 堤防天端を南東に進み伊勢市有滝町と伊勢市東豊浜町との境界との交点に至 り、同所から同境界線を外城田川に沿って南に進み、さらに西に進み主要地方</p>	<p>R1. 11. 1 R21. 10. 31</p>

		道伊勢松阪線との交点に至り、同所から同地方道を北西に進み市道村松 14-11 号線との交点に至り、同所南部から用水路を西に進み市道村松 14-6 号線と市道村松 11-4 号線との交点南部に至り、同所から市道村松 11-4 号線を西に進み市道山中利平起線との交点に至り、同所から市道山中利平起線を北に進み主要地方道伊勢松阪線との交点に至り、同所から同地方道を北に進み起点に至る一円の区域	
63	紀南特定猟具使用禁止区域（銃） 849 ha	南牟婁郡御浜町大字志原地内、熊野市と御浜町の境界線と県道鵜殿熊野線との交点を起点として、同所より同境界線を南東に進み更に南西に進み汀線との交点に至り、同所より汀線を南西に進み御浜町と南牟婁郡紀宝町の境界線との交点に至り、同所より汀線を更に南西に進み旧紀宝町と旧鵜殿村の境界線との交点に至り、同所より同境界線を西に進み国道 42 号線との交点に至り、同所より同境界線を北西に進み御浜町大字阿田和字屋敷敷谷地内にて町道奥山地 2 号線との交点に至り、同所より同町道を北に進み町道引作山地線との交点に至り、同所より同町道を東に進み町道平山寺前線との交点に至り、同所より同町道を北に進み町道這い上がり 2 号線との交点に至り、同所より同町道を西に進み町道山地 4 号線との交点に至り、同所より同町道を北に進み同町道終点に至り、同所より尾根に沿って北東に進み山頂を経て御浜町大字阿田和字向井地内にて尾呂志川右岸用水ポンプ場跡に至り、同所より同川右岸を北（上流）に進み御浜町大字阿田和字向井河地内にて同川に架かる潜水橋西詰に至り、同所より同橋を渡り同川左岸堤防に至り、同所より同堤防を北に進み県道御浜紀和線に至り、同所より同県道を南東に進み町道上地線との交点に至り、同所より同町道を北に進み町道広田 5 号線との交点に至り、同所より同町道を北東に進み広田川に架かる橋を渡り町道広田中央線との交点に至り、同所より同町道を広田川に沿って北西に進み町道広田 6 号線との交点に至り、同所より同町道を北東に進み同町道と町道空地碓線と町道奥地線との交点に至り、同所より町道空地碓線を北に進み町道碓 1 号線との交点に至り、同所より同町道を西に進み農道平見星山線との交点に至り、同所より同農道を北東に進み町道稚子塚線との交点に至り、同所より同町道を北東に進み町道市木阿田和線との交点に至り、同所より同町道を北に進み県道上市市木停車場線との交点に至り、同所より同県道を西に進み町道西ノ平線との交点に至り、同所より同町道を北東に進み県道御浜北山線との交点に至り、同所より同県道を北に進み農道更生線との交点に至り、同所より同農道を北東に進み県道鵜殿熊野線との交点に至り、同所より同県道を北東に進み起点に至る一円の区域	R2. 11. 1 R22. 10. 31
64	志摩市磯部町神路ダム特定猟具使用禁止区域（銃） 39 ha	志摩市磯部町恵利原地内、県道伊勢磯部線と市道岩戸線の交点を起点として、同所から同県道を北東に進み同県道以北の水面（ダム満水時水面）に至り、同所から同水面と陸地との境を北に進み県道伊勢磯部線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み旧県道伊勢磯部線との交点に至り、同所から同旧県道を南東に進み県道伊勢磯部線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み恵利原橋西詰に至り、同所から同県道以東の水面（ダム満水時水面）と陸地との境を北東に進み恵利原橋東詰に至り、同所から県道伊勢磯部線を南に進み神路ダム堰堤道路との交点に至り、同所から同堰堤道路を南西に進み市道神路ダム線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道岩戸線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る一円の区域	R2. 11. 1 R12. 10. 31
65	松阪市三渡川特定猟具使用禁止区域（銃） 42 ha	松阪市六軒町地内、市道嬉野六軒線と J R 紀勢本線との交点である踏切を起点とし、同所から J R 紀勢本線を北に進み高架橋を渡り松阪市嬉野津屋城町地内において三渡川左岸との交点に至り、同所より同川左岸堤防を東に進み国道 42 号線との交点に至り、同所より同堤防を更に東に進み松阪市喜多村新田町地内において堤防角に至り、同所から松ヶ崎漁港を望み南に進み朱色灯台が立つ護岸の角に至り、同所より更に南に進み三渡川右岸より北北東に延びる護岸の角に至り、同所より松ヶ崎樋門を望み南南西に進み松阪市松崎浦町地内において三渡川右岸堤防と百々川との交点（松ヶ崎樋門）に至り、同所より同堤防を北西に進み中川と県道六軒鎌田線との交点（中川樋門）に至り、同所より同県道を北西に進み国道 42 号線との交点（三渡橋南詰）に至り、同所より市道三渡六軒線を西に進み市道松阪六軒線との交点に至り、同所より市道嬉野六軒線を西に進み起点に至る一円の区域	R2. 11. 1 R12. 10. 31
66	四日市市八郷・大矢知特定猟具使用禁止区域（銃） 657 ha	四日市市中村町地内、県道平津菰野線と市道日永八郷線との交点を起点として、同所より同県道を東に進み同市平津町地内で市道八郷中通り線との交点に至り、同所より同市道を東に進み同市山分町で県道四日市多度線との交点に至り、同所より同県道を南に進み市道山分 3 号線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み県道四日市多度線との交点に至り、同所より同県道を南東に進み市道大矢知 26 号線との交点に至り、同所より同市道を南に進み市道大矢知 28 号	R2. 11. 1 R22. 10. 31

		線との交点に至り、同所より同市道を西に進み市道大矢知 49 号線との交点に至り、同所より同市道を南に進み、県道四日市員弁線との交点に至り、同所より同県道を東に進み、更に南に進み県道四日市鈴鹿環状線との交点に至り、同所より同県道を南に進み県道上海老茂福線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道大矢知垂坂 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道垂坂 8 号線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み市道垂坂 35 号線との交点に至り、同所より同市道を東に進み市道垂坂 32 号線との交点に至り、同所より同市道を南に進み市道垂坂 31 号線との交点に至り、同所より同市道を東に進み県道四日市鈴鹿環状線との交点に至り、同所より同県道を西に進み市道垂坂 11 号線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み市道垂坂 39 号線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み、市道垂坂 49 号線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み更に北東に進み市道中村垂坂線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み株式会社東芝四日市工場の北端に至り、同所より、同所と同市山之一色町地内大沢台住宅団地南東端を結ぶ延長線を西に進み同団地南東端に至り、同所より市道山之一色 1 号線を西に進み市道日永八郷線との交点に至り、同所より同市道を北に進み起点に至る一円の区域	
67	津市一身田特定猟具使用禁止区域（銃） 93 ha	津市一身田豊野地内、旧津市と旧河芸町の境界線と県道久居河芸線との交点を起点として、同所から同県道を南に進み市道一身田東豊野第 3 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道一身田河芸線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大里川北町第 1 号線との交点に至り、同所より同市道を東に約 200m 進み旧市道との交点に至り、同所より旧市道を北に進み旧津市と旧河芸町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R13. 10. 31
68	鈴鹿市中西部特定猟具使用禁止区域（銃） 724 ha	鈴鹿市平田新町地内、県道鈴鹿環状線と県道三行庄野線との交点を起点として、同所から県道三行庄野線を南に進み県道亀山鈴鹿線との交点に至り、同所から県道亀山鈴鹿線を西に進み県道鈴鹿環状線との交点に至り、同所から県道鈴鹿環状線を北東に進み市道汲川原羽山線との交点（汲川原橋南詰）に至り、同所から同市道を北に進み鈴鹿川右岸堤防との交差点に至り、同所より同堤防を南西に進み県道平野亀山線との交点に至り、同所から同県道を西に進み鈴鹿川に架かる平和橋を渡り更に北西に進み市道小田 70 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道汲川原 55 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、安楽川に架かる和泉橋を渡り北に進み、更に西に進み、後に北東に進み、市道中富田 65 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み鈴鹿川に架かる鈴鹿市上水道送水管との交点に至り、同所から同送水管を南に進み市道内垣内外川原線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道汲川原 48 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道汲川原 55 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道 1 号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道長沢神戸線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、鈴鹿川に架かる定五郎橋を渡り鈴鹿川右岸堤防との交差点に至り、同所より同堤防を西に進み市道庄野 35 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、県道三行庄野線との交点に至り、同所から同県道を更に南へ進み、県道鈴鹿環状線との交点に至り、同所から同県道を東に進み、起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R23. 10. 31
69	四日市市河原田特定猟具使用禁止区域（銃） 314 ha	四日市市小古曾東地内、国道 1 号線と県道采女大治田線との交点（内部橋北詰）を起点として、同所から同県道を東に進み内部川に架かる河原田橋北詰に至り、同所から同川左岸を東（下流）に進み国道 23 号線との交点（塩浜大橋北詰）に至り、同所から同国道を南西に進み同市と鈴鹿市の境界線との交点（鈴鹿大橋）に至り、同所から同境界線を西に進み市道高岡妥女線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道妥女環状線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道内部川右岸 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み国道 1 号線との交点（内部橋南詰）に至り、同所から同国道を北東に進み、起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R13. 10. 31
70	亀山市中庄特定猟具使用禁止区域（銃） 79 ha	亀山市下庄町地内、市道中庄弘法寺線と市道下庄出屋線との交点（下庄橋南詰）を起点とし、同所から市道下庄出屋線を南に 800 メートル進み、南西方向に進む野道との分岐点に至り、同所から同野道を南西に進み、さらに西に進み市道中庄高野尾線との交点に至り、同所から同市道を北に 100 メートル進み、北西方向に進む山道との分岐点に至り、同所から同山道を北西に進み分岐点（墓地西）に至り、同所から同山道を北に進み中ノ川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東（下流）に進み市道中庄弘法寺線との交点（新中の橋南詰）に至り、同所から同市道を南東に進み、起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R13. 10. 31

71	津市香良洲町香良洲海岸特定猟具使用禁止区域（銃） 175 ha	津市雲出鋼管町地内、雲出古川左岸堤防道路と海岸堤防との交点（雲津鋼管町と雲出伊倉津町の境界線との交点）を起点とし、同所から同海岸堤防を北東に約 740m 進み変化点に至り、同所から香良洲浦海岸線より 500m の距離を保ちつつ、海上を南へ約 3,700m 進み、津市と松阪市の境界線（雲出川）を東に海上を 500m 進んだ延長線との交点に至り、同所から同延長線を西に 500m 進み香良洲浦海岸線の延長線との交点に至り、同所から同海岸線の延長線を北に進み香良洲海岸南突端部に至り、同所から同海岸線を北に進み同海岸北突端部に至り、同所から雲出古川左岸堤防道路と海岸堤防との交点を見通し北西に進み、起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R13. 10. 31
72	伊勢市東大淀地区特定猟具使用禁止区域（銃） 252 ha	伊勢市東大淀町地内、国道 23 号線と県道東大淀小俣線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み伊勢市小俣町明野地内にて、旧小俣町道明野 21 号線との交点（旧伊勢市と旧小俣町の境界線）に至り、同所から同町道を南西に進み旧小俣町道明野 17 号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み旧伊勢市と旧小俣町及び多気郡明和町の境界線の交点（株式会社小河商店三重工場前）に至り、同所から伊勢市柏町と明和町の境界線を西に進み、更に北に進み大堀川との交点に至り、同所から同川を北東に進み国道 23 号線との交点（大堀川新橋）に至り、同所から同国道側道を南東に進み、起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R23. 10. 31
73	津市美里町小津原池特定猟具使用禁止区域（銃） 1 ha	津市美里町足坂字庵之上地内、小津原池の堤（堤体下流側）と旧美里村と旧久居市の境界線との交点を起点として、同所より同境界線を西に 300m 進み、更に池に沿って東に進み池堤に至り、同所より同堤下部を南に進み、起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R13. 10. 31
74	伊賀市高山ダム特定猟具使用禁止区域（銃） 7 ha	国道 25 号線と伊賀市と奈良県山辺郡山添村の境界線（名張川）との交点（五月橋）を起点として、同所から同境界線（高山ダム水面の名張川）を北西に進み伊賀市と奈良県奈良市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み市道松狭間塚之尾線との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道 25 号線との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る一円の区域	R3. 11. 1 R23. 10. 31
75	尾鷲市賀田特定猟具使用禁止区域（銃） 9 ha	尾鷲市曾根町地内、賀田港岸壁の北東端を起点として、同所から古川の右岸を西に進み、古川橋右岸南詰に至り、同橋を渡り、同橋と古川左岸護岸の交点に至り、同所から古川左岸護岸を東に進み、北に進み、更に西に進み、第五樋門の堤防の南詰に至り、同所から同堤防を北に進み、賀田護岸との交点に至り、同護岸を東に進み、賀田導流堤の基部に至り、同所から同導流堤の南に進み、同導流堤の南端に至り、同所から海上を南に進み、起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
76	木曾岬干拓地特定猟具使用禁止区域（銃） 335 ha	桑名郡木曾岬町及び桑名市地内木曾岬干拓地（三重県部分）一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
77	木曾川上流特定猟具使用禁止区域（銃） 161 ha	桑名市長島町大字東殿名地内、国道 1 号線と市道木曾川堤防西側押付線との交点（尾張大橋南詰）を起点とし、同所から同市道を北西に進み県道立田長島インター線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み三重県と愛知県の境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み国道 1 号線との交点（尾張大橋北詰）に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
78	多度町南之郷特定猟具使用禁止区域（銃） 19 ha	桑名市多度町南之郷地内、市道南之郷大鳥居線と多度川に架かる二郷橋南詰の交点を起点とし、同所から多度川右岸を東に進み多度川右岸河口線終点（揖斐川右岸河口線）に至り、同所から揖斐川右岸河口線を南に進み更に南西に進み同町南之郷 646 番地にて市道南之郷大鳥居線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
79	四日市市保々特定猟具使用禁止区域（銃） 315 ha	四日市市市場町地内、県道永井保々停車場線と主要地方道菰野東員線との交点を起点とし、主要地方道菰野東員線を南に進み市道大沢中野線との交点に至り、同所から市道大沢中野線を西に進み市道市場 37 号線との交点に至り、同所から市道市場 37 号線を北東に進み市道中野 16 号線との交点に至り、同所から市道中野 16 号線を北東に進み四日市市・菰野町行政境に至り、同所から四日市市・菰野町行政境を北へ進み県道永井保々停車場線との交点に至り、同所から県道永井保々停車場線を東に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
80	四日市市山田特定猟具使用禁止区域（銃） 25 ha	四日市市山田町字吉田ヶ原地内、市道西山山田線と市道山田 10 号線の交点を起点とし、同所から市道西山山田線を北に進み、小山田地区市民センターに至り、同センターから市道西山山田線と足見川に至る赤道との分岐点から赤道を北東に進み、市道山田 23 号線との交点に至り、市道山田 23 号線を東に進み、足見川右岸に至り、同所から足見川右岸沿いを北西に進み、中尾山橋西詰に至り、同所から赤道を北西に進み、山田町字中尾山 4845 番地内に至り、同所から山田町字大欠 7546 番地内まで直進し、同所から赤道を南東に進み、T 字路に至り、同所から赤道を北東に進み、市道山田 7 号線に至り、同所から市道山田 7 号線を南東に進み、市道山田 10 号線との交点に至り、同所から市道山田 10 号線を東に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31

81	四日市市神前特定猟具使用禁止区域（銃） 220 ha	四日市市智積町地内、国道 477 号線と県道平尾茶屋町線との交点を起点として、同県道を北東へ進み、市道江村 22 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、市道平尾高角線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、市道菅原 4 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道寺方 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、市道寺方 7 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道寺方 3 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、市道寺方高角線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、市道寺方 31 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道寺方 32 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、市道西坂部高角線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、国道 477 号線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R25. 10. 31
82	津市高野尾南東部特定猟具使用禁止区域（銃） 189 ha	津市芸濃町棕本地内、県道津関線と伊勢自動車道との交点（芸濃インターチェンジ）を起点として、同所から同県道を南東に進み県道亀山安濃線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み伊勢自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北西に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
83	津市あかつ台特定猟具使用禁止区域（銃） 168 ha	津市あかつ台一丁目地内の中勢バイパス及び市道栗真小川高野尾町線との交点を起点として、同所から同市道を北西（津豊里ネオポリス方向）に進み同市道と県道三宅一身田停車場線との交点に至り、同所から同県道を北東（鈴鹿市三宅町方向）に進み、同県道と市道大里山室町小野田町線の交点に至り、同所から同市道を東（津市河芸町方向）に進み市道あかつ台第 1 号線との交点に至り、同所からサイエンスシティ北部に位置する農道に沿って進み中勢バイパスとの交点に至り、同所から中勢バイパスを南西（津方向）に進み起点に至る一円の区域	R5. 11. 1 R15. 10. 31
84	津市一志町片野池特定猟具使用禁止区域（銃） 1 ha	津市一志町片野山田 9 7 3 番地の全域（片野池）	R5. 11. 1 R15. 10. 31
85	桑名市多度町野代特定猟具使用禁止区域（銃） 193 ha	桑名市多度町肱江地内、国道 258 号線と市道肱江川香取線との交点（肱江橋北詰）を起点として、同市道を東に進み途中北に進み県道多度長島線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道中須揖斐川線との交点に至り、同所から同道路を東に進み市道揖斐川右岸堤線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大鳥居並坂路線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道多度長島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み途中北に進み肱江川右岸道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み国道 258 号線との交点（肱江橋南詰）に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R26. 10. 31
86	四日市市川島・桜特定猟具使用禁止区域（銃） 490 ha	四日市市川島町地内、県道川島貝家線と市道小山田川島線との交点を起点として、同所から同市道を西に進み市道内部小山田桜線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道平尾茶屋町線との交点に至り、同所から同県道を西に進み東名阪自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み国道 477 号線との交点に至り、同所から同国道を南東に進み市道川島 69 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道川島 71 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みかわしま園住宅団地の北西端に至り、同所から同団地西端に沿って南に進み溜池を経て同団地西端の小道を南に進み市道川島 69 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道川島 6 4 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道川島 49 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道川島貝家線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R26. 10. 31
87	鈴鹿市椿特定猟具使用禁止区域（銃） 167 ha	鈴鹿市山本町地内、市道花川西能褒野線と市道椿一宮 136 号線との交点を起点として、同所から同市道を南に進み市道山本 139 号線との交点に至り、同市道を北西に進み市道 155 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道山本 140 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道山本 135 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道長澤追分線との交点に至り、同所から用排水路（出屋敷川）を北西に進み市道山本 157 号線との交点に至り、同所から山本町と長澤町の境界線を北西に進み市道山本 96 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道椿一宮 109 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道山本 95 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道山本 80 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道大久保 83 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道大久保 27 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道長澤追分線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道椿一宮 149 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道椿一宮 128 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道山本 148 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道花川西能褒野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R16. 10. 31

88	津市一志町若杉池特定 猟具使用禁止区域（銃） 2 ha	津市一志町波瀬地内、若杉池（上池及び下池）一円の区域	R6. 11. 1 R16. 10. 31
89	多気町勢和特定猟具使用 禁止区域（銃） 144 ha	多気郡多気町朝柄地内、国道 368 号線と県道朝柄小片野線との交点を起点として、同所から同国道を東に進み同町古江地内の立梅用水との交点に至り、同所から同用水を南西（上流）に進み同町朝柄地内の国道 368 号線との交点（矢坂橋）に至り、同所から 1 級河川朝柄川右岸を南に進み国道 368 号線との交点（ドド山橋）に至り、同所から同国道を西に進み町道 5002 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道 5040 号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道 5036 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道 5035 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道 5002 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み立梅用水との交点に至り、同所から同用水を北東（上流）に進み同町片野地内の町道 4064 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道朝柄小片野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み、起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R16. 10. 31
90	志摩市英虞湾特定猟具 使用禁止区域（銃） 2, 041 ha	志摩市浜島町矢取島灯台を起点とし、同所から海岸線を同町桧山地区、同町塩屋地区、同町迫子地区を経て同市阿児町鶴方地区に進み、前川防潮水門を経て同町神明地区、同町立神地区、同市大王町波切地区、同町船越地内を進み、深谷水道にて市道深谷 1 号線深谷橋を経て同市志摩町片田地区、同町布施田地区、同町和具地区、同町越賀地区を進み、同町御座地区において御座岬に至り、同所から海上を北東に進み起点に至る一円の区域（ただし、区域のうち海上のみとし、離島は除く。）	R7. 11. 1 R17. 10. 31
91	伊勢市上野町特定猟具 使用禁止区域（銃） 412 ha	伊勢市上野町地内、県道玉城南勢線と県道伊勢路伊勢線の交点を起点とし、同所から県道伊勢路伊勢線を北へ進み県道脇の鉄塔（番号：度会橋連絡所 18）に至り、同鉄塔から送電線を北東に進み二つ目の鉄塔（番号：度会橋連絡所 17）に至り、同鉄塔から東に進み浜松山に至り、同所から北に進み松竹山に至り、同所から東に進み神宮林との境（東山 427-55）に至り、同所から同林沿いを南下し矢持町との町境（上野町 427-1947）に至り、同所から南西に進み三角点（手洗谷 505-1）に至り、同所から光岩の谷を西に進み県道玉城南勢線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み起点に至る一円の区域	R7. 11. 1 R17. 10. 31
92	亀山市川崎特定猟具使用 禁止区域（銃） 434 ha	亀山市辺法寺町地内、安楽川に架かる東名阪自動車道安楽川橋右岸橋詰を起点として、東名阪自動車道を北東に進み、八島川左岸との交点に至り、同所から同川左岸に沿って南（下流）へ進み、北勢広域営農団地農道（通称フラワーロード）との交点に至り、同所から同農道を東に進み、貢橋を渡り、亀山市川崎町地内で県道西庄内高塚線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み、鈴鹿市東庄内地内で市道東庄内 144 号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、さらに市道能褒野西線を南へ進み、市道徳原能褒野線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み、御幣川に架かる金瀬橋東詰に至り、同所から同川左岸を南（下流）へ進み、安楽川左岸との合流点に至り、同所から同川左岸に沿って東（下流）へ進み、県道名越長明寺線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み、亀山市田村町地内で県道平野亀山線との交点に至り、同所から県道名越長明寺線を西へ進み、国道 306 号線との交点に至り、同所から同国道を北西へ進み、安楽川に架かる安楽橋南詰に至り、同所から同川右岸に沿って西（上流）へ進み、起点に至る一円の区域	R8. 11. 1 R18. 10. 31
93	桑名市下深谷部特定猟具 使用禁止区域（銃） 397 ha	桑名市内の市道坂井多度線と旧桑名市と旧多度町の境界線との交点を起点として、同所から同境界線を北東に進み養老鉄道養老線との交点に至り、同所から養老鉄道養老線を南東に進み東名阪自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み市道上之輪嘉例川線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道大山田播磨線の交点に至り、同所から同市道を西に進み市道播磨筒尾線の交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道坂井多度線の交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一円の区域	R8. 11. 1 R18. 10. 31
94	明和町玉城町斎宮池特定 猟具使用禁止区域（銃） 414 ha	多気郡明和町・度会郡玉城町の町界と県道田丸停車場斉明線（通称：サニーロード）との交点を起点とし、同所から同県道を南へ進み玉城町玉川地内で町道矢野玉川線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道上玉川茶屋線との交点に至り、同所から町道上玉川茶屋線を西へ進み吉祥寺池堤に至り、同所から同池の周回道路を北西に進み同池の北端に至り、同所から北に進み 77kV 送電線（設備名称：山田分岐-1）に至り、同所から同送電線を西へ進み 77kV 送電線（設備名称：南勢田丸-2）に合流したのち北西に進んで斎宮調整池管理道路に至り、同所から同管理道路を南西へ進み斎宮調整池第 2 副堤東端に至り、同所から同副堤東側の管理道路を南に進み玉城町農道（126）との交点に至り、同所	R4. 11. 1 R14. 10. 31

		<p>から同農道を南に進み町道茶屋朝久田線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道朝久田第3号線との交点に至り、同所から町道朝久田第3号線を南西に進み町道中楽朝久田線との交点に至り、同所から町道中楽朝久田線を西に進み町道朝久田第2号線との交点に至り、同所から町道朝久田第2号線を北に進み農道城西農24号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み農道城西農23号線との交点に至り、同所から農道城西農23号線を北東に進み同農道の終点（明和町の町界）に至り、同所から同境界を北西に進み明和町道斎宮池明和・多気線に至り、同所から同町道を北東に進み明和町道北野55号線との交点に至り、同所から町道北野55号線を北西のち北東に進み町道池田6号線との交点に至り、同所から北に進み町道池村園場2号線終点に至り、同所から同町道を北西に進み町道池村園場1号線との交点に至り、同所から町道池村園場1号線を北東に進み町道池村射的場線との交点に至り、同所から町道池村射的場線を東に進み町道上村・池村線との交点に至り、同所から町道上村・池村線を北に進み町道斎宮園場16号線との交点に至り、同所から町道斎宮園場16号線を東に進み町道金剛ヶ丘・東池村線との交点に至り、同所から町道金剛ヶ丘・東池村線を南東に進み町道東池村・西池村・里中線との交点に至り、同所から町道東池村・西池村・里中線を東に進み町道斎宮池明和・多気線との交点に至り、同所から町道斎宮池明和・多気線を北東に進み町道有爾中・東池村線との交点に至り、同所から町道有爾中・東池村線を東に進み町道有爾中・有爾中神社線との交点に至り、同所から町道有爾中・有爾中神社線を東に進み町道有爾中36号線との交点に至り、同所から町道有爾中36号線を南に進み町道有爾中2号線との交点に至り、同所から町道有爾中2号線を北東に進み町道修正小学校蓑村線との交点に至り、同所から町道修正小学校蓑村線を東に進み県道鳥羽松阪線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み明和町・玉城町の町界に至り、同所から同境界を西に進み起点に至る一円の区域</p>	
95	<p>松阪市総合運動公園特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>349 ha</p>	<p>松阪市豊原町地内の県道鳥羽松阪線と市道櫛田橋第一水源地道線との交点を起点として、同市道を南に進み堤防道路に至り、同所から同堤防道路（左岸）を南に進み農道櫛田上32号線との交点に至り、同所から同農道を西に進み農道櫛田上35号線に至り、同所から同農道を西に進み農道櫛田上37号線に至り、同所から同農道を西に進み市道伊賀町山添線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山添下蛸路線との交点に至り、同所同市道を西に進みJR紀勢本線との交点に至り、同所から同本線を北西に進み市道上川道4号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上川豊原線との交点に至り、同市道を東に進み市道豊原5号線に至り、同所から同市道を東に進み県道鳥羽松阪線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>R8. 11. 1 R18. 10. 31</p>
96	<p>伊賀市御代特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>130 ha</p>	<p>伊賀市柏野地内、国道25号線と市道柏野川東線との交点を起点として、同所から同国道を東に進み県道伊賀甲南線との交点に至り、同所から同県道を南に進み名阪国道との交点に至り、同所から同国道を西に進み市道柏野川東線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>R8. 11. 1 R18. 10. 31</p>
97	<p>津市河芸町三行地区特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>19 ha</p>	<p>津市河芸町三行地内、国道306号線と市道三行大門線との交点を起点として、同所から同国道を西に進み県道三行上野線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道三行線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道三行大門線との交点に至り、同所から市道三行大門線を南に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>H19. 11. 1 R9. 10. 31</p>
98	<p>伊勢市朝熊町特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>10 ha</p>	<p>伊勢市朝熊町地内、絆の森全域（ため池南西の三本桧横、絆の森案内看板を起点として、同所からため池管理道路を約100m東に進み散策道路「希の路」との交点に至り、同所から山裾に沿って約400m南東に進み、のち南に進み山頂に至り、同所から約200m西に進み展望台に至り、同所から北西尾根沿いに約100m進んだ所から更に約400m北西に進み「憩いの広場」に至り、同所から北西に進み起点に至る一円の区域）</p>	<p>H19. 11. 1 R9. 10. 31</p>
99	<p>伊賀市上之庄特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>42 ha</p>	<p>伊賀市上之庄地内、市道依那古花之木線と市道上之庄百々池線との交点を起点として、同所から市道上之庄百々池線を西に進み市道百々池線との交点に至り、同所から市道百々池線を北に進み同市道と隣接する田圃の畦道との交点に至り、同所から同畦道を南に進み高区配水池へと続く山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み市道依那古花之木線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一円の区域</p>	<p>H29. 11. 1 R9. 10. 31</p>

100	伊賀市安場特定猟具使用禁止区域（銃） 39 ha	伊賀市安場地内、市道横尾西向線と市道菖蒲池水越線との交点を起点として、同所から市道菖蒲池水越線を南に進み、市道桂安橋横尾線との交点を経て更に約 50m 南に進み水路との交点に至り、同所から同水路を北西に約 250m 進み同水路の延長線と国道 368 号線との交点に至り、同所から同国道を北に約 800m 進み国営農地北端部農道の延長線との交点に至り、同所から同延長線及び同農道を東北東に進み市道横尾西向線との交点に至り、同所から同市道を北のちに東に進み起点に至る一円の区域	H30. 11. 1 R10. 10. 31
101	伊賀市安場第 2 特定猟具使用禁止区域（銃） 30ha	伊賀市安場地内、市道水越予野線と伊賀市安場工業団地西端境界との交点を起点として、同所から同工業団地境界を北に約 50 m 進み、同境界を北東に進み水路との交点に至り、同所から同水路を北東及び南東に進み、公衆用道路との交点に至り、同所から同道路を東に進み、水路との交点に至り、同所から同水路を東に進み、国道 368 号線との交点に至り、同所から同国道を南に約 250 m 進み、水路との交点に至り、同所から同水路を南西に進み、管理歩道との交点に至り、同所から同歩道を西に進み市道横尾長谷線との交点に至り、同所から同市道を西に進み、伊賀市安場工業団地境界との交点に至り、同所から同境界を西及び北西に進み、市道水越予野線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る一円の区域	R7. 11. 1 R17. 10. 31
102	津市河芸町黒田特定猟具使用禁止区域（銃） 400 ha	津市河芸町北黒田地内の国道 306 号線と市道稲降三行墓地線との交差を起点として、同所から同市道を北東に進み市道三行北黒田線との交点に至り、同所から市道三行北黒田線を南東に進み、中勢用水管理道との交点に至り、同所から同管理道を南東に進み、市道久知野赤部線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、県道三行上野線との交点に至り、同所から同県道を東に進み、伊勢鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を南西に進み、国道 306 号線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み、市道高佐浜田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道久居河芸線との交点に至り、同所から同県道を南に進み、市道高佐南黒田 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道北黒田一身田線との交点に至り、同所から市道北黒田一身田線を北東に進み国道 306 号線との交点に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る一円の区域	H21. 11. 1 R11. 10. 31
103	伊賀市中柘植特定猟具使用禁止区域（銃） 82 ha	伊賀市中柘植地内、市道上出線北東端部と市道楯岡小杉線との交点を起点として、市道上出線から市道楯岡小杉線を南へ進み J R 沿いにさらに南西に進み市道上出線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31
104	伊勢市豊浜・宮川下流域特定猟具使用禁止区域（銃） 1, 419 ha	伊勢市川端町地内、県道鳥羽松阪線度会橋西詰を起点として、同所から宮川左岸堤防を北に進み、汁谷樋門を経て同堤防を北東に進み、近鉄山田線との交点に至り、同所から同鉄道線を北西に進み市道小俣 31 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道小俣 27 号線との交点に至り、同所から市道小俣 27 号線を東に進み同市道の終点に至り、同所から市道西豊浜村松線へと続く農道を北東に進み同線に至り、市道西豊浜村松線から同市道を北東に進み市道小俣 28 号線との交点に至り、同所から市道小俣 28 号線を西に進み県道村松明野停車場線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道明野 14 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み村松町と小俣町明野の字界（江川へと続く排水路）に至り、同所から同水路上を北東に進み江川へと合流し更に北東に進み、県道伊勢松阪線との交点（江川橋）に至り、同所から同県道を南東に進み旧県道伊勢魚見松阪線側を有滝町と東豊浜町の字界に至り、同所から同字界に沿って東に進み外城田川に至り、同所から同字界に沿って北に進み伊勢湾を望む防波堤との交点に至り、同所から同防波堤を東に進み防波堤の東端に至り、同所から大湊町稲荷裏地内堤防突端（国土交通省距離標杭）を結んだ海上線を南東に進み同所に至り、同所から宮川右岸堤防を南西に進み、大湊川河口を経て同堤防を南西に進み、国道 23 号線、近鉄山田線、J R 参宮線を経て市道一之木宮川線と市道宮川堤線との交点に至り、同所から市道宮川堤線を南に進み県道鳥羽松阪線度会橋東詰との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る一円の区域	H21. 11. 1 R11. 10. 31
105	伊勢市一色地区特定猟具使用禁止区域（銃） 251 ha	伊勢市田尻町地内、国道 23 号線勢田川橋と勢田川左岸堤防との交点を起点として、同所から同河川左岸堤防を北に進み、馬瀬川河口（勢田川との合流地点）との交点に至り、同所から二見町今一色南側堤防突端を結んだ河川上線を東に進み同所に至り、同所から五十鈴川右岸堤防を南に進み、汐合大橋東詰を経て同堤防を南に進み、汐合橋東詰に至り、同所から県道伊勢二見線を西に進み、国道 42 号線との交点に至り、同所から同国道を西に進み、国道 23 号線との交点に至り、同所から国道 23 号線を北西に進み起点に至る一円の区域	H21. 11. 1 R11. 10. 31
106	松阪市飯南町粥見特定猟具使用禁止区域（銃） 80 ha	松阪市飯南町粥見地内、国道 166 号線と市道上墓地線との交点を起点として、同交点から同国道を南西に進み、市道柏野線との分岐に至り、同所より同市道を西に進み、高束池の西岸に至り、同所より同池の西岸を北（上流）に進み林	R2. 11. 1 R12. 10. 31

		道さるとり線沿いの小川に至り、同小川を北西（上流）に進み、後に北（上流）に進み、林道さるとり線との交点に至り、さらに北（上流）に進み、同小川支流との分岐に至り、同所より同小川支流を北東（上流）に進み、さらに北（上流）に進み、尾根の鞍部に至り、同所より西谷川支流を北東（下流）に進み、さらに東（下流）に進み、西谷川との合流に至り、同所より東に進み、林道柳瀬樋山線に至り、同所より同林道を南東に進み、同林道起点に至り、同所より市道上墓地線を南東に進み起点に至る一円の区域	
107	明和町下御糸第2特定 猟具使用禁止区域（銃） 172 ha	多気郡明和町大字北藤原地内、町道下御糸北12号線と町道下御糸北22号線との交点を起点とし、同所より同町道を西に進み続いて町道川尻16号線を西に進み後に北西に進み町道川尻17号線との交点に至り、同所より同町道を南西に進み後に西に進み続いて町道下御糸北21号線を西に進み町道下御糸北8号線との交点に至り、同所より同町道を北に進み明和町と松阪市の境界線との接点に至り、同所より同境界線を西に進み北東に進み町道下御糸北1号線との交点に至り、同所より同町道を北東に進み後に北西に進み農道川尻201号線との交点に至り、同所より同農道を北東に進み明和町大字川尻字浦山地内の水路との交点に至り、同所より同水路を北西に進み明和町と松阪市の境界線との交点に至り、同所より同境界線を北に進み海岸線との交点に至り、同所より旧川尻漁港を望み東に進み、旧川尻漁港右岸防波堤北端に至り、同所より下御糸新漁港を望み南東に進み防波堤東端に至り、同所より同防波堤に沿って南西に進み町道下御糸北16号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み続いて町道下御糸北12号線を南に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31
108	伊賀市上野特定猟具使用 禁止区域（銃） 1,829 ha	伊賀市小田町地内、国道422号線伊賀上野橋南詰を起点として、服部川と柘植川の接線を東へ服部川を横断し、服部川右岸堤防端へ至り、同所から服部川右岸堤防を上流へ進み名阪国道を横断し、県道佐那具荒木線との交点（寺田橋北詰）に至り、同所から同県道を南へ進みしらさぎクリーンセンターの前を左折して同県道を南へ進み大池の北東端との接点に至り、同所から新池の東端を結ぶ直線上を南東に進み同池の東端に至り、同所から同池の南縁に沿って西へ進み同池の南端と同県道との接点に至り、同所から同県道を南へ進み久米川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を東（上流）へ進み市道依那古友生線との交点に至り、同所から同市道を南西方向に進み市道市部界外線との交点に至り、同所から同市道を南西方向に進み、国道422号線との交点に至り、同所から同国道を横断し木津川右岸堤防に至り、同所から同河川右岸堤防を南（上流）へ進み同市比土地内高瀬橋に至り、同橋から同河川左岸堤防を北（下流）へ進み矢田川（藤八橋出口）に至り、同所から矢田川右岸を宮尻橋東詰まで南西（上流）へ進み、西に至る農道を道なりに北へ進み猪田神社に至り、同所から同農道を西へ進み市道猪田森寺（青蓮寺パイロット）線に至り、同所から南へ進み農道との交点に至り、同所を右折し道なりに西へ進み、大池の手前の農道を右折し砂川との交点に至り、同所を右折し東へ進み市道猪田森寺（青蓮寺パイロット）線に至り、同所を左折して北へ進み、さらに農道を右折し東へ進み、太陽光発電施設の北側を道なりに回り込んで東へ進み、三叉路の交点を左折し矢田川（西出橋出口）に架かる高橋に至り、同所から同河川を北へ進み大恩寺橋に至り、同橋から北へ進み木津川左岸堤防に至り、同河川左岸堤防を北（下流）へ進み同市猪田と同市笠部との境界線に至り、同所から同境界線を西へ進み市道室中川原線と農道との交点に至り、同所から同農道を西へ進み砂川との交点に至り、同所から同河川右岸を北へ進み木津川左岸堤防に至り、同所から同河川左岸堤防を北（下流）へ進み同市長田地内国道163号線新長田橋西詰に至り、同所から同橋東詰に進みさらに市道中町新長田橋線を南東へ進み市道鍵屋の辻木興町線との交点に至り、同所より同市道を南東へ進み国道368号線に至り、同所より同国道を南へ進み市道守田四十九町線との交点に至り、同所より同市道を東へ進み国道422号線との交点に至り、同所より同国道を北へ進み名阪国道との交点に至り、同所より同国道を東（名古屋方面）へ進み同国道の服部川大橋南詰に至り、同所より服部川左岸堤防を西へ進み起点に至る一円の区域	R2. 11. 1 R12. 10. 31
109	明和町大淀第2特定猟 具使用禁止区域（銃） 560 ha	多気郡明和町大字大淀地内、国道23号線と県道大淀港斎明線との交点を起点とし、同所より同県道を南西に進み町道大淀・役場・坂本線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道馬之上11号線との交点に至り、同所から町道馬之上11号線を北のち西に進み大町道馬之上10号線との交点に至り、同所から町道馬之上10号線を南に進み町道上御糸東4号線との交点に至り、同所から町道上御糸東4号線を西に進み町道養鶏センター・山大淀線との交点に至り、同所から町道養鶏センター・山大淀線を西に進み町道上御糸南1号線との交点に至り、同所から町道上御糸南1号線を西に進み笹笛川右岸との交点に至り、同所から同河岸を北東（下流）に進み明和海岸大淀地区北端にて笹笛川右岸河口の突堤先端に至り、同所から大	R3. 11. 1 R13. 10. 31

		淀漁港海岸東大淀地区南端突堤の先端（灯台）に向かって海上を南東に進み同所に至り、同所から同突堤基部方向に向かって南西に進み水面を越えて大堀川左岸に至り、同所から同河岸を南（上流）に進み国道 23 号線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一円の区域	
110	多気町丹生特定猟具使用禁止区域（銃） 39 ha	多気郡多気町丹生地内の紀勢自動車道と県道茅原丹生線との交点を起点として、同所から同自動車道を南西に進み準用河川星ヶ丘川との交点に至り、同所から同河川を北に進み県道茅原丹生線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一円の区域	H29. 11. 1 R9. 10. 31
111	鈴鹿市箕田特定猟具使用禁止区域（銃） 320 ha	国道 23 号線と二本木川右岸との交点を起点とし、同所から国道 23 号線を北に進み箕田 5 号橋から水路を西に 250m 進んだ地点に至り、同所から水路を東に進み市道池田 152 号線との交点に至り、同所から市道を北に進み市道一ノ宮 550 号線との交点に至り、同所から市道一ノ宮 550 号線を東に進み市道池田 400 号線との交点に至り、同所から市道池田 400 号線を南に進み一本木川左岸との交点に至り、同所から一本木川左岸を東に進み県道四日市楠鈴鹿線との交点に至り、同所から県道四日市楠鈴鹿線を南に進み二本木川右岸との交点に至り、同所から二本木川右岸を西に進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R21. 10. 31
112	伊賀市下友田特定猟具使用禁止区域（銃） 20 ha	伊賀市下友田地内、市道上友田新堂線と市道辻出小袋口 1 号線の交点を起点とし、同所から同市道を南へ約 150m 進み農道との交点に至り、同所から同農道を南西に約 1 km 進み市道辻前佐賀田口 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に約 400m 進み市道辻出小袋口 1 号線との交点に至り、同所から同市道を東に約 150m 進み小袋池南側の尾根との交点に至り、同所から同尾根を東に進み山林とスズキ納整センター株式会社近畿納整センター南側駐車場敷地との境界に至り、同所から同境界線を東に進み同センター駐車場敷地の南東端部に至り、同所から東に起点に向かって進み起点に至る一円の区域	R1. 11. 1 R11. 10. 31
113	松阪市神戸特定猟具使用禁止区域（銃） 468 ha	松阪市上川町地内、県道松阪環状線と国道 42 号線松阪多気バイパスとの交点を起点とし、同所より同国道を南に進み松阪市下蛸路町地内で 77kV 送電線（設備名称：30778800-0）との交点に至り、同所より同電線を北西に進み 154 kV 送電線（設備名称：電源尾鷲南勢-6）との分岐鉄塔に至り、同所より 154 kV 送電線を北東に進み萌木団地調整池西岸にて同池管理道路との交点に至り、同所より同道路を北西へ進み市道萌木幹線との交点に至り、同所より同市道を西に進み国道 42 号線に至り、同所より同国道を北に進み県道松阪嬉野線との交点に至り、同所より同県道を北東に進み県道松阪環状線との交点に至り、同所より県道松阪環状線を南東に進み起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R14. 10. 31
114	いなべ市宇賀特定猟具使用禁止区域（銃） 10 ha	いなべ市大安町宇賀地内、市道大安北勢線と市道宇賀 1 区 115 号線との交点を起点とし、市道宇賀 1 区 115 号線を西に進み、北に進み、市道宇賀 1 区 112 号線との交点に至り、同市道を北へ進み、西へ進み、北へ進み、市道宇賀 1 区 111 号線との交点に至り、同市道を南東へ進み、市道大安北勢線との交点に至り、同市道を南へ進み、起点に至る一円の区域	R4. 11. 1 R24. 10. 31
115	いなべ市新町特定猟具使用禁止区域（銃） 13 ha	いなべ市北勢町新町地内、市道麓村新町 1 号線と農道南 36 号線との交点を起点とし、青川右岸沿いに西に 120m 進み、市道治第 127 号線の青川峡橋を渡り、青川左岸を東に約 100m 進み、同川左岸を南東に約 100m 進み、その点より西に約 150m 進み、その点より南西に約 140m 進み、その点より西に約 30m 進み、その点より北に約 30m 進み、その点より北西に約 30m 進み、市道治第 127 号線に至り同市道を約 40m 進み、その点より西に約 70m 進み、その点より北西に約 250m 進み、その点より北に約 25m 進み、市道治第 127 号線に至り、同市道を約 160m 進み、林道新町線との交点に至る。その点より青川左岸沿いに南東に約 300m 進み、市道麓村新町 1 号線に至り、同市道の横山橋を渡り、その点より青川右岸沿いに西に約 140m 進み、その点より北に約 80m 進み、その点より東に約 100m 進み、その点より南東に約 150m 進み、その点より南に約 30m 進み、市道麓村新町 1 号線に至り、同市道を東に進み、起点に至る一円の区域	R6. 11. 1 R26. 10. 31

(4) 指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）

Designated way of hunting prohibited area (No hunting with lead shot)

番 号	名 称 (面積)	区 域	存続期間
1 県指定	伊勢湾岸南部指定猟法 禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止) 15,088 ha	松阪市小津町地内、国道 23 号線（南勢バイパス三渡大橋）と三渡川左岸堤防との交点を起点として、同所から同河川左岸堤防を東に進み市道小津星合線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道星合五主 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み津松阪港海岸鵠地区海岸堤防に至り、同所から同海岸堤防を北に進み雲出川右岸堤防南東端部に至り、同所から伊勢市二見町地先夫婦岩西端部の真北 8.5 キロメートルの海上点を見通す線を南東に進み同海上点に至り、同所から夫婦岩西端部を見通す線を南に進み同町江地先の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北西に進み五十鈴川右岸堤防北東端部に至り、同所から同河川堤防を南に進み国道 42 号線との交点（汐合大橋東詰）に至り、同所から同国道を南西に進み国道 23 号線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一円の区域 ただし、法第 35 条第 1 項に規定の特定猟具使用禁止区域を除く	H16. 11. 1 から 無期限
2 県指定	伊勢湾岸北部指定猟法 禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止) 7,310 ha	三重郡川越町地内、国道 23 号線と伊勢湾岸自動車道との交点（みえ川越インターチェンジ）を起点とし、同所から同自動車道を北東に進み木曾岬干拓地堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み同干拓地南西端に至り、同所から四日市市石原町地先の埋立地最東端の地点を見通す線を南西に進み同地点に至り、同所から同埋立地東岸を南に進み同埋立地の南東端部に至り、同所から同市楠町吉崎地先の磯津漁港南防波堤灯台の真東 500m の海上点を見通す線を南西に進み同海上点に至り、同所から海上 500m 線界を南に進み金沢川右岸の千代崎港から南東 500m の海上点に至り、同所から海上を北西に進み同河川右岸河口部に至り、同所から同河川右岸堤防を西に進み県道四日市市鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み四日市市南起町地内で国道 23 号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る一円の区域	H17. 11. 1 から 無期限
3 県指定	志摩市伊雑ノ浦指定猟 法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止) 375 ha	志摩市磯部町迫間地内、県道南勢磯部線磯部橋東詰を起点として、同所から同県道を東に進み市道飯浜の矢線との交点に至り、同所から同市道を南に進み途中北に進み再び県道南勢磯部線との交点に至り、同所から同県道を東に進み県道鳥羽阿児線との交点に至り、同所から同県道を南に進み矢湾大橋南詰と海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西に進み途中南南西に進み日出川河口西岸に至り、同所から同川を南に進み市道坂崎中央本線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道磯部大王線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道黒岩第 1 支線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み再び県道磯部大王線との交点に至る 20m 手前で右折し、穴川殖産(株)養魚場に架かる橋を渡り海岸線に至り、同所から同海岸線を東に進み途中北に進み更に西に 700m 進み、水田と湿地との境界に至り、同所から同境界を南南東に 150m 進み途中南西に進み県道磯部大王自転車道線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道磯部大王線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道南勢磯部線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る一円の区域	H18. 11. 1 から 無期限
4 県指定	尾鷲市元須賀利指定猟 法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止) 139 ha	尾鷲市須賀利町地内沢崎の南端を起点として、海岸線を北西に進み、のちに北に進み、大池に隣接する海岸に至り、同所から海岸線を西に進み、小池に隣接する海岸に至り、同所から海岸線を南に進み、のちに南西に 80m 進み、海岸線と稜線との交点に至り、同所から稜線を西に進み、のちに北北西に進み、さらに北東に進み、山頂（標高 214.0m）に至り、同所から稜線を東に進み、山頂（標高 254.2m）に至り、同所から稜線を北東に進み、同稜線と尾鷲市と紀北町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、同境界線と海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南南西に進み、起点に至る一円の区域	H18. 11. 1 から 無期限
5 県指定	御浜町上市木指定猟法 禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止) 29 ha	南牟婁郡御浜町大字志原と同町大字上市木の境界線と県道鶴殿熊野線との交点を起点として、同所から同県道を南西に進み、町道大平砂方線との交点に至り、同所から同町道を北西に 1,150m 進み、同町道と稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東に 250m 進み、御浜町大字神木と同町大字志原と同町大字上市木の境界線の交点に至り、同所から御浜町大字志原と大字上市木の境界線を東に進み、のちに南東に進み、起点に至る一円の地域	H18. 11. 1 から 無期限

番 号	名 称 (面積)	区 域	存続期間
6 県指定	伊賀市模山滝谷池指定 猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止) 15 ha	伊賀市模山地内、市道政所滝谷線の終点を起点として、同所から滝谷池の堤体を南に進み、同池の余水吐の減勢工に至り、同所から滝谷池管理道路を西に進み、林道新田線との交点に至り、同所から同林道を北に進み、林道滝谷線との交点に至り、同所から同林道を東に進み、起点に至る一円の区域	H18.11. 1 から 無期限
7 県指定	鳥羽市麻生浦湾指定猟 法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止) 113 ha	鳥羽市浦村町今村地内、県道鳥羽阿児線と市道浦村松尾線との交点を起点として、麻生浦湾に架かる麻生浦大橋から同県道を東へ進み、同県道と市道本浦線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、同市道と苔ヶ瀬農道との交点に至り、同所から同農道を南へ進み、春尻川の橋を経て、海岸堤防沿いに西へ進み、さらに海岸沿いを苔ヶ瀬川河口の橋を経て、市道奥山線を北へ進み、同市道と海岸護岸道路の交点に至り、同所から同護岸道路を西へ進み、大渦農道との交点に至り、同所から真菰川に架かる橋を経て、同農道を北へ進み、市道浦村松尾線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み、起点に至る一円の区域	H18.11. 1 から 無期限
8 県指定	鳥羽市志摩市の矢湾指 定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止) 654 ha	鳥羽市堅子町地内、鳥羽市と志摩市との境界線と県道鳥羽磯部線の交点を起点とし、太田橋を経て、同県道を東に進み、同県道と市道畔蛸・堅子線との交点に至り、同所から同市道畔蛸・堅子線を東へ進み、市道畔蛸・千賀線との交点に至り、同所から市道畔蛸・千賀線を南へ進み、県道鳥羽磯部線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み長浜橋を経て、鳥羽磯部漁協畔蛸支所の前に至り、同所から朝利ヶ浜の海岸堤を東へ進み、海岸線に沿って池尻港の海岸堤を経て、字石取から見崎の海岸沿いを東方向に進み、菅崎園地の海沿いを通り菅崎の先端に至り、同所から海上を南に進み安乗灯台に至り、同所から海岸線に沿って志摩市阿児町安乗地区、同町国府地区を進み、同町と市磯部町との境界線に至り、同所から同境界線を海上に沿って北に進み、鳥羽市と志摩市の境界線との交点に至り、同所から同境界線上を西に進み、起点に至る一円の区域	H18.11. 1 から 無期限
9 県指定	南伊勢町五ヶ所湾指定 猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止) 2,041 ha	度会郡南伊勢町相賀浦地内、止ノ鼻を起点として、同所から海岸線を北に同町礫浦地区、迫間浦地区へ進み、内瀬地区の伊勢路川特定猟具使用禁止区域の南端境界部に至り、同所から同境界線に沿って海上を北東に進み同特定猟具使用禁止区域東端境界部に至り、同所から海岸線を東に進み船越地区、中津浜浦地区、五ヶ所浦地区の五ヶ所大橋に至り、同所から海岸線を進み飯満地区、泉地区の白雲橋に至り、同所から海岸線を進み神津佐地区の神津佐大橋に至り、同所から海岸線を進み下津浦地区の御津木橋に至り、同所から海岸線を進み木谷地区、宿浦地区を進み田曾浦地区において田曾岬に至り、同所から海上を北西に進み起点に至る一円の区域(ただし、区域のうち海上のみとし、離島は除く)	H18.11. 1 から 無期限

(5) 令和8年度の変更点について

鳥獣保護区

期間延長 (3箇所)

- 30 津市白山町南青山高原鳥獣保護区
- 31 いなべ市員弁東部鳥獣保護区
- 32 伊勢市朝熊山鳥獣保護区

R8. 11. 1 ～ R18. 10. 31 (10年間)
R8. 11. 1 ～ R18. 10. 31 (10年間)
R8. 11. 1 ～ R18. 10. 31 (10年間)

特定猟具使用禁止区域(銃)

期間延長 (4箇所)

- 92 亀山市川崎特定猟具使用禁止区域
- 93 桑名市下深谷部特定猟具使用禁止区域
- 95 松阪市総合運動公園特定猟具使用禁止区域
- 96 伊賀市御代特定猟具使用禁止区域

R8. 11. 1 ～ R18. 10. 31 (10年間)
R8. 11. 1 ～ R18. 10. 31 (10年間)
R8. 11. 1 ～ R18. 10. 31 (10年間)
R8. 11. 1 ～ R18. 10. 31 (10年間)